

平成25年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成25年12月10日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課長	心得	平林竜一君
企画財政課	長	小林良一君
会計課	長	伊藤悦子君
監理課	長	南部顕浩君
税務課	長	川上昇司君
住民生活課	長	野崎俊也君
環境課	長	山口真君
福祉保健課	長	山田幸稔君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農林課	長	河合淳一君
商工観光課	長	酒井圭治君
建設課	長	山下誠君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	太喜雅美君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	加藤茂森君
学校教育課	長	山田孝明君
生涯学習課	長	長谷川伸君
町立図書館	長	堀まさ美君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	清水満君
書	記	君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。ここに8日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定により、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

13番、松川君の質問を許します。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 引き続きお願いをいたします。

まず3番目の（仮称）松岡ルーツ館に魂を入れるための具体策はという質問がありますが、永平寺町ではふるさと創造プロジェクト事業を何年か前から準備をされてきました。ようやく目鼻立ちも整ってきたようであります。9月議会でも総論的な質問をさせてもらいました。しかし、いまいち県との調整が必要なところがあるとも聞いています。そのことらも意識しながら各論的なご提案を申し上げたいと思います。

松岡ルーツ館のことです。松岡地区の歴史と伝統文化に根差した御像祭りやあんどん山車などの地域固有の活動や資源のルーツを学び伝え、地域に対する愛着や誇りを取り戻すための中核施設を整備する。また、この中核施設を地域の住民活動の拠点としても機能させ、地区の歴史や伝統文化を次世代につなぐ地域活動の活性化を図ることによって住民同士が交流やきずなを深め合い、人と人とのつながりを大切にするまちづくりを推進するとしています。これは町が用意した今回のプロジェクトの概要であります。私はコンセプトのようなものと理解をしています。

なかなか結構なコンセプトでございますが、何でも言うはやすくであります。このようなコンセプトをいかに具現化していくか、ハード面でも私なりに申し上げ

げたいことがありますけれども、一番心配なのはソフト面の一つであります。それは、このルーツ館を拠点にどういう方々が、あるいはどういう活動体が、出会い、知り合い、そして集い、本来の地域住民としてのまちおこしの活動を一緒にしていくかということでもあります。町の用意したプロジェクトの概要の文言の中に「地域に対する愛着や誇りを取り戻すための中核施設」というのがありますが、私は、まずこの愛着とか誇りということにこだわった取り組みをしていただきたいなと思います。愛着や誇りを取り戻すということに相当意識した取り組みが基本になる、出発点になるんじゃないかというふうに感じています。

確かに今の時代、地域に対する愛着とか誇りが、以前に比べ総体的に失いつつあるということは否定できません。そしてそういうものを取り戻すにはどうしたらいいのでしょうか。いつごろから愛着とか誇りというものを失い始めたのでしょうか。そしてなぜ失い始めたのか。そういうことをみんなで語り合い、探り合いながら始めたらいいと思っております。これが肝心であります。そして、昔は本当に愛着とか誇りがあったのでしょうか。あったとしたら、なぜ我々はそういう気持ちを持ったのでありましようか。地域を愛せたのでありましようか。みんな考えましよう、勉強しましようということでもあります。

そういうことにまず関心を初めから持っている方々が、この社会には、この町にはまだ少なからず私はいると思っております。そういう方々にまず手を挙げていただくような仕掛けが必要かなと思っております。そういうやる気のある方々、気持ちのある方々にぜひそういう場を提供していただきたいということがまず一つであります。そして、計画策定にもいろいろ書いてありましたけれども、アドバイザーとして県立大学教授を招聘するとありましたけれども、地区の若手住民プラス、この県立大学の教授の先生が引き連れてもらう県立大学生もそういうところに入れたらいいんじゃないかということを期待をしています。

というのは、永平寺町景観まちづくりワークショップというのがこの間で7回終わりましたがけれども、残念ながら私は2回ほどしか出席できませんでしたけれども、何人かの、四、五人ぐらいですかね、県立大学の先生方、専門の先生方、またあるいは教養部関係の一般の先生方もそこに何人か来られて、私もテーブルの中でその先生らとお話をさせていただきましたけれども、本当にさすが大学の先生というのはやっぱり違うなというふうなことを思いまして、あのワークショップなんかは非常にいいなと、かなり中身の濃い成果が出るんじゃないかと思っていますので、それなんかをまねたらどうかなというふうなことを今思っており

ます。県大の若手の先生には、まちおこしとか、あるいは地域活性化を専門にしていらっしゃる方々も何人かいらっしゃいます。そういう何人かの専門家の存在は私は欠かせないと思います。私は、現場のことも知っている方も大事ですけども、やっぱりこれからどんなテーマにつけても専門家の存在は欠かせないというふうなことを思っております。

こんなことを考えていますが、余計なご提案かもしれませんが、今回については私の言うことを聞いてくだされば必ず成功するんじゃないかというふうに、これは自信があります。どうかひとつ聞く耳を持っていただいて。

いろいろ計画策定では若手で40%とか云々ありますけれども、数にこだわらず、ぜひやる気のある方に手を挙げてもらう。そういう方式を何とか今回、この間の春日1丁目の方々、消防署のことについては怒っていらっしゃいましたけれども、今どうも松岡を見ていると箱物が非常に少ないと。箱物、箱物って、高い評価も今の時代できないんですが、やっぱり少しはないと寂しいというふうなことも言われたんで。実は今、松岡町役場、今もう織物組合もないですね。そこを壊すか壊さないかはまた今後の課題もあるかもしれませんが、それができるんでひとつ期待をしてほしいというふうなことを言ったら、それはよしとする方もいらっしゃいます。そこら辺含めて、何かお考えをお伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、ただいまのご質問でございますが、まず基本理念、コンセプトにつきましてはこれまでもお話をしてまいりましたが、確認の意味も含めまして、まず1つに、織物会館を中心といたしました場所に地域住民の活動拠点となる中核施設を整備いたしまして、地域の歴史、文化の発信拠点といたしまして、町内はもとより県内外の方々にご利用をしていただくこととしております。2つ目には、伝統的なイベントなどを通して地域住民同士のきずなや来訪者、また観光客との交流を深め人と人とのつながりを大切にし、地域の活性化を図りながら地域の魅力を県内外、全国に発信することを目的といたしております。

そうした中で、これを誰が主体となって考えていくかということでございますが、事業主体につきましては永平寺町が行っております。また現在、県に対して申請書などの素案を提出しておりますがまだ事業採択がないということで、これから、事業採択後でございますが、今まで出した素案をもとにいたしまして、今

議員仰せのとおり、学識経験者、それと地域の若手、壮年層を初めといたしまして、女性の方々も参加していただきまして推進協議会を立ち上げまして、そして住民の意見を広くお聞きしたいと思っております。また、パブリックコメント等におきましても募集を行いまして、一般住民も参画するような形で町民とともに考えていくことといたしております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

一つだけちょっと申し忘れたことがあるんですが、実は私、これ10年もたたないんですけども、このエリアを核としたまちおこしのための委員会を立ち上げて何回か集まっているんなご提案をしたことがあります。そのときの出発点は、あの旧松岡町役場の建物が、やはり文化財的な歴史的な建造物であると、これを何とか残せないかなというところが出発点でありました。集まったメンバーの中には、これが果たしてそのまま保存できるのかなというふうにいぶかしげに思う方もいらっしゃいましたけれども、やっぱり残してほしいということを真剣に思う方もいらっしゃったんで、そんなもんかなと。

考えてみるとあれ、昔の松岡町役場の時代のを少し造作してありますね。あれですっかり外観が損なわれたんで、あれは昔の本当のそのままの形を復活できるとしたらそれなりにいい格好だなと。この間、宮崎駿監督の「風立ちぬ」でそういう建物が、これ松岡町役場とそっくりだなと、これが戦争か何かで崩れていくのがひょっと見えたんですけど、松岡の役場と一緒になんだと、いいなと思いました。そこら辺、また後でもう一人の議員がそのことを質問すると思いますのでゆっくりとご答弁を願いたいと思います。

そしてもう一つ、担当が企画財政課ですが、たまたまこのことで少し何回か会話してもらったときに、はっと気がいたら、企画財政課の職員さん、それを非難するわけでもないんですが、これ御像祭りというのを非常に意識した企画なんで、考えてみたら、これは吉野とか御陵がどうでもいいというわけじゃないんですけど、ぜひ御陵とか吉野の方々にも御像祭りのことについて関心を持っていただきたいと思いますが、旧松岡の職員さんが企画財政課のほうには一人もいらっしゃらなくてね。永平寺の方々とか。1人いますか。そんなんで、少し役場さんの職員さんのほうにも御像祭り、いらっしゃってもいかに何十年かの間にどの程度御像祭りにその方は意欲を持って参加してきたかというのが私の目線で

す。私は、別にこんなもん自慢するわけでもないですけど、20代のころ、余りにも御像祭りが寂しくなっていくんで、たった一人で何回かやったことがあります。それがこの間の三百年大祭。御像祭りというのは誰がどう考えても歴史的な遺産で、しかも文化的遺産であり、しかも民俗的遺産であると思っていますので、ひとつそこら辺も考え合わせてよろしくお願いをしたいと思います。

もう時間がないんで次の……。

○議長（伊藤博夫君） 町長。

○町長（松本文雄君） 織物会館の跡地の整備をしようと思っています。今いろいろお話をお聞きしておりますけれども、町としましては、とにかくあの建物を、壊すか壊さないかは別にして、どう生かすかということが大事であると思っています。そのどう生かすかというのはいろいろな範囲がありまして、子どもが休み時間に来るとか、あるいは学校の1学年が来るとか、そういうこともありますし、それから大人の人が絶えず交流できるとかもありますし、それからそういう御像祭りとか天龍寺とか松岡公園とか、それらもそういう一つのつながりをつくろうと思うんですけれども、どう生かすかということが非常に大事なんで。だからそこへ気軽に町民の人が、今御陵とか吉野と言いましたけど、そういうことでなしに上志比からもということですから、ああいう永平寺町に新しいそういう施設をつくるということですので、大きな範囲でやっていかなければならないと思いますので、そこが一番これからの重要なことだと思っておりますので、それだけ申し上げておきます。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

僕は知恵を絞っていただきたいなと思います。

また、県の話のことで言いますと、どうもいわゆる経済的な行為というんか、そこで何か、コーヒーでも飲めるとか、あるいは特産物でも食べれるとか、そんなのが何かいいんじゃないかというご指導もいただいているんで、そんなのがいいかなと思っております。何とかいい……。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 県ともこの間も話をしてきました。これ17の市と町でつくるということですので、永平寺町なんかは、いつかの議会で申しあげましたようにいろんな取り組みを既にやっております、織物会館のところは合併以来一番重要な話でしたので、そこに焦点を当ててやっていくということです。

そして今申し上げましたように、いろんな話ししておりますけれども、やはりこれからどう生かされるか、どう生かすかということが、あらゆる世代もありますし、それからいろいろなことが、山車とかということも当然いいんですけれども、お祭りもいいんですけれども、そういうことも含めてやっぱりにぎわいをどうやって確保できるかということです。

今、コーヒーショップのお話もありましたけれども、絶えず町民が気軽に行ける状態をつくっておくということがこれからの大きな課題だと思っております。みんなそれぞれ17の市と町で始めているところも幾つか、5つぐらいあるんですけども、これからあと、ことしと来年と27年ぐらいまでの、28年までですか、の話ですから。いいというのはいろいろありまして、どう生かすかということが一番重要なところでありますので、そういうことを十分検討をしております、検討を今詰めておりますので、これからまたお話できると思います。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。期待をしています。

次の質問に移ります。

次は、これちょっと釈明をしなければいけないんですが、タイトルの「首長が仕切る教育委員会になろうとしているが」というのは、これは一般論として申し上げたわけで、今の首長というのは松本町長のことを申し上げているわけではないので、あしからずお願い申し上げます。

地方の教育行政の執行権を教育委員会から首長に移す、そんな改革案が文部科学省の中央審議会でも有力となっています。教育委員会が閉鎖的で機能不全に陥っているからというのが今回の改革案の背景のようですが、人間の内面形成に深くかかわる学校教育まで首長に委ねるとするのはとても危険という考えもあります。私もどちらかというところこの考え方のほうであります。

学校教育は、やはり専門分野であります。学校教育を受けた経験はどなたにもあって常識的なことはわかるでしょうけれども、やはり専門的な情報は余り持っていないのが一般的であります。かといって教育問題に全くタッチしなくてもいいというわけでもなく、同時に、今の教育委員会に全く問題がないわけでもありません。時代の変化に応じ、子どもが伸び伸びと成長できる社会をつくるようなグランドデザインを描くのは、まさに政治の仕事だと言う人もいます。グランドデザインと予算権限を持った首長が、教育行政のプロである教育長とタッグを組めば効果的な教育施策を打ち出すことができます。

いずれにしても、教育長の存在は重いです。教育委員会の独立性が主張される一方で、教育長の任命権を握った首長がどこまで政治的中立性を保てるのか、あるいは戦前の軍国主義的教育の反省に立った制度の根幹が揺るぎかねないのではないかと、そういう疑問あるいは心配が、あるいは課題というものが懸念されている中で、本当にその間にいる教育長の存在は大切であります。そういう意味でも、教育長の個人的な資質とか、あるいは人間性、やる気、能力あるいは教養というものを期待するところでもあります。

もう一つは、教育長と首長との距離感も大切かなと思っているところでもあります。

もう一つは、首長と教育長は、子どもを中心に保護者と教職員との直接的な対話で学校をともにつくり上げることが不可欠かなと思っています。そのことは首長と教育長の共同作業ではないかなと思っております。とは言うものの、現実には教育委員会の守備範囲というのは、ご存じのように相当広いですね。私はそういう意味では学校教育のみに専念できるものではないんですが、この国の改革案をよりいい機会にして、あるいは教育委員会の守備範囲を見直して、私は学校教育、社会教育あるいは家庭教育というのを入れてもいい、教育に特化したそういう教育委員会の守備範囲にすればいいかなということをかねがね申し上げているんですがどうでしょうか。

この辺から一般論としてでなくて、永平寺町の教育委員会体制というのをどうするかということに話が移ってきています。今、月一程度の教育委員会、5人の教育委員による会合だけでなく、待遇をもっとよくして。これは町によっては相当いいところもあるみたいですね。それは町の自由で待遇もよくできるみたいですね。監査委員なんかもそうですね。もっとよくしてもらって、もっと精力的な動きを期待していることも、そういうことも気持ちの上で前からありました。そういうことも申し上げたいと。

今、5人の教育委員の方々、私も個人的によく存じ上げていて、非常に能力の高い、資質とか熱意が非常にある方々で、本当に魅力的な方々ばかりであります。もっともっとそういう教育委員の方々を活用されて、さまざまな行事の挨拶も大事ですけれども、いろんなどころへ出かけていってもらって実践面でも教育委員の顔が見える、表へ出てくるような活用力とかそういうものが期待できるといいかなと思っております。

タイトルでは「首長が仕切る教育委員会になろうとしているが」ということで

させてもらいましたけれども、これも一般論として国の改革案によってこうなってしまうのではないかと心配して言っているんですが、実際に静岡県知事だとか、あるいはあの橋本徹市長とか、私に言わせればとんでもないことを言ったりしでかす首長もいるのでそこら辺が心配なんですけれども、実際、文部科学省もそういう政治的中立性を確保できるかということに関して非常に関心を持っていることは持っているんです。ただ、それをいかに担保できるかということがなかなか議論が深まっていないのでちょっと心配しているところがありますが、現場ではそうならないようにということでこういうテーマを申し上げました。

町長もぜひこういうことに関してご意見があったらお聞かせ願いたいと思いますが、どうか我が町も自己変革することによって結果的に教育委員会がより一層活性化されて、子育て支援も一番、学校教育も一番と評価されることを願ってこんなことを申し上げさせていただきましたが、どうでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） なかなかデリケートな質問なので慎重にお答えさせていただきますと思うんですが、教育委員さん、私も本当に支えていただいていると思います。

本町においては効果的に運営がなされていると思うんですが、最初の質問で市長の権限どうのというような話なんですけれども、最終的には設置者として行政責任を負うという立場にあります。特に最近、今議員さんもおっしゃられたように、いじめ等の自殺に関して、あるいは学力調査等に関してもマスコミに本当に取り沙汰されて責任云々の問題が生じております。そういうふうなことを考えますと、権限が強まることというのはやむを得ないんじゃないかなと思います。ただし、教育行政の中立性とか安定性などを担保にする必要がありますので、現行の教育委員会制度を維持しながら首長と教育委員会が連携を密にして効果のある教育行政に当たっていく必要があるんじゃないかなと思います。

現在も本町としましては、こういう教育行政に対しまして、首長さんを初め町当局の深いご理解、ご支援をいただいております。他市町からもうらやましがられるような教育行政がなされていると思っております。私としましては大変ありがたいなと思っております。今後とも、教育委員会の機能を最大限に生かしながら、町当局と連携を密にして、そして住みよい町永平寺をつくっていけるような、そういう教育行政ができればなと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） このお話は、たしか大津市のところから出ているお話でありまして、特に教育委員会と首長との意思の疎通が欠けているということがこういうふうな新たな、どういうんですか、文部科学省の考え方でそういうお話があるんですけれども。基本的には教育というのは中立性ですから、そこは十分大事にせなあかんと思うんですけれども。

例えば永平寺町の場合、教育長も今ご答弁されましたけれども、非常に身近に意思の疎通を図っておりますし、定期的な会も持っておりますし、いろんな教育委員さんからのお話も聞いていますし、私の行政としてのお話も申し上げてますし、そういうことを非常に、私のほうから言うのはおかしいんですけれども、うまくいっているということは思っておりますので、そういうことで。

全国ではいろいろなことがありますけど、静岡県知事の川勝さんの話もありますし橋本徹市長の話もありますけれども、そういう中で大事なことは、教育というのは、やはりそういう中立的な立場から子どもたちを育てていくということが一番でありますので、あんまりいろんな力が入らんほうがいいというのが私の考えであります。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

時間がないので、最後の質問に移らせていただきます。簡単にいきます。

最後の質問はこのとおりで、学力テストの学校別成績公表は市町村教育委員会の判断となるがということではありますが、文部科学省はつい先月の29日に、小6と中3が対象の全国学力テストの実施要項を変更しました。それで今ご案内のように、その公表を教育委員会の判断でできるとなりましたが、さて、いかがされるんでしょうかということではありますが、簡単に言うとそういうことなんですがね。

私もちょっと知らなかったことは、今まで文部科学省が7月に実施したアンケートでは学校別公表に賛成の市町村の教育委員会は、やっぱり圧倒的に反対が多いですね。賛成は17%、反対が79%で、全国の連合小学校の校長会あたりでも、やっぱり学校の過度の競争や序列化をあおり教育をゆがめかねないと主張してきて大変残念だということもしておるんで。

それと、もう一つ知らなかったのは、学校の判断でね。保護者だとか、あるいは地域には、この学校の成績はこんなことであるということは知らせてもいいこ

とになっているんですが、子どもは地域の人間として細かくは知らされていなかった。ただ、今教育長さんの、どうも雰囲気を見ていると、この間、子ども議会で何かそれっぽいことを言われたんで、教育長さんはしゃべってしまうタイプかなというふうにちょっと。別にそれはしゃべってもいいんですけども、言ってもいいんですが。

僕は、たまたま今時間まだちょっとあるんで言わせてもらおうと、せめて小学校はちょっと置いといたほうがいいなという感じはしています。もともとどの中学校3校もかなりレベルが高いと思うんで言われても問題ないかと思うんですが、やっぱり小学校の場合は、小規模なためというわけでないですけど、7つもありますから当然結果的に序列化になると思うんで、それはまた新しい問題が起きるんで、言いたい気持ちもあるかもしれません。そこら辺、今ご答弁願えばわかりますけれども。

そこら辺、学校と相談して慎重にやっていただきたいなということだけ申し上げて、ご答弁をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 議員さんもお存じのとおり、例えば永平寺町の平均点は幾らですよというようなことは、自分の町に対してどのぐらいのレベルに、全国と比較するとどのぐらいにありますよということは公表しても構わないということになっていますが、他市町と順位がどうかということはお遠慮願いたいというようなことで今進められているんですけども。率直に言いまして、私としては、こういう公表自体が、何か外から見ていると弱い者いじめにつながりような雰囲気がありますので、そういう公表になってはいけないというようなことで、今そういうことについては反対していきたいというような立場にあります。

それと、現在のこういうやり方でも、結構学校ではその結果をうまく生かして子どもたちにどのような手当てを今後していけばいいかということで十分手だてを講じていると思うんですね。あえてこういう公表をすることによって、また要らない負担を抱えさせるというような、そういうようなことについては断固反対していくべきじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） どうも市町村の教育委員会がしたくなくても、県の教育委員会で判断すればしてもいいということも聞いているんですが、そこら辺ちょっと

と怖い話なんですけど、ひとつ慎重にご判断をされることを願って、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 次に、4番、齋藤君の質問を許します。

4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 私は3件の質問をさせていただきます。順を追って質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、平成26年度予算編成の基本方針についてであります。

この編成方針は、さきの全員協議会においてその概要が示されました。その中には細かく基本方針が記されております。平成26年度は、来春の町長選挙の絡みから骨格予算とのことで、本予算は6月の補正をもって編成をするということとで説明を受けておりますが、来年の骨格予算、通年の年と比較し、おおむねどれくらいの規模を予定されているのか。

また、選挙は2月の末に実施されると思います。諸準備を進めておけば早いうちに本予算が編成をできると思います。各地区、地元から出された事業要望もあります。空白の期間をできるだけ少なくするためにも、6月定例を待たずに臨時議会を招集し提案される方法等があると思います。その対応を考慮されたいと思いますが、いかがでしょうか。あわせてご返答をお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） お答えさせていただきます。

まず平成26年度の当初予算編成につきましては、経常経費や義務的経費、継続事業、緊急性の高い施策を中心とした骨格予算とし、編成を行うことといたしております。また、骨格予算の規模や通年の増減率につきましては、各課におきまして予算編成の要求に向け事業費等の積算を進めている段階でございます。要求額の集計ができない状況でございますが、前年度と比べますと大体70億円の後半から80億円規模になると推計をいたしております。率に直しますと88から94%前後と考えております。

なお、臨時議会等の措置でございますが、支障を来さないと判断した場合には6月議会での対応として、町としては考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 次に、経常的な経費の中で物件費、合併当初と比較しますと

相当節減はされていると思いますが、昨年、また一昨年と比較して大体その目標率というか、その目標はどれくらいを見込んでいますか。また、総予算に占める構成割合は例年どれくらいなのかを、大まかでも結構ですからお示しをください。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず初めに、経常的な経費でございますが、合併以降取り組んでおります行政改革によりまして、経費の抑制により、7年間で3億2,000万円の歳出削減の効果が得られております。主な取り組みでございますが、経常経費の抑制といたしまして、複数年委託契約による委託費の抑制、消耗品などの経費の削減によりまして6,900万円、また事務事業の見直しといたしまして、事業廃止や縮小を含めまして78項目の経費抑制により2億5,000万円の削減をいたしております。歳出全体に占める経常的な物件費の割合につきましては、昨年、一昨年とも約9%台となっております。平成18年度の合併時と比較いたしますと、地域コミュニティバス委託料、除雪の民間委託料、予防接種委託料などの充実により町民サービスの向上を図ったことから約1%程度上回っております。

次に、平成26年度の予算に占める割合につきましては、消費税引き上げに伴う歳出が増加することから昨年度より若干ふえると予想されますが、大幅な増加にはならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 次に、歳入財源についてお伺いをいたします。

歳入財源の確保は十分にされていると思いますが、いかがでしょうか。国や県の補助金、依存財源に頼る本町、有利な補助事業の誘致、また歳入減とならないような適切な見積もりは十二分に行っていただきたいと思います。

そして自主財源であります町税、その収納率の向上、また滞納税額の減少等の方策は今日現在どのような状況なのでしょう。また、納税意識の高揚のための施策について常に講じられているとは思いますが、どのようにされているのかお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） お答えをさせていただきます。

平成26年度当初予算編成における自主財源の確保、税収見込みについてのお尋ねでございますが、平成25年度におきましては、税収増に結びつく地方税法

の改正がなかったこと、また、現時点では平成26年度の地方財政計画が示されておられませんので、流動的ではございますが、税収全体では平成25年度の予算並みと考えております。

予算編成の段階でございまして、現時点での見込みではありますが、税目ごとの見込みを申し上げますと、個人住民税につきましては、雇用情勢や労働者1人当たりの収入の回復が地方ではまだ見込めないこと。東日本大震災を教訓とし、防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、均等割が1人当たり、町・県民税それぞれ500円引き上げとなることから、ほぼ横ばいになるものと見込まれます。

次に、法人町民税につきましては、企業業績の伸び悩みによる法人税割の減により大幅な減が見込まれております。固定資産税につきましては、土地の下落はありますが、新增築家屋の増加により微増が見込まれます。軽自動車税につきましては、省エネによる普通自動車から軽自動車への乗りかえが進んでおりまして、登録台数の増による微増が見込まれます。たばこ税につきましては、健康意識の高揚などによる消費本数が減少の傾向にありますので減収が見込まれます。

先ほども申し上げましたとおり、平成26年度地方財政計画が示された時点で変動することが考えられますので、あらかじめご承知おきいただきますよう、よろしく願いをいたします。

次のご質問でございます町税の収納率の向上、滞納額の減少等の方策、今日現在の状況についてというお尋ねでございますが、健全財政を確保するために必要な町税につきましては、適正かつ公平な課税と徴収を行っております。

収納率向上につきましては、口座振替の推進、特別徴収の加入促進、納付機会の拡大のためコンビニ収納の実施など、納税者の利便性の確保に努めております。また、滞納額の減少等に向けましては、嘱託徴収員2名の雇用、福井県滞納整理機構への参画、住民生活課との共同夜間徴収の実施、滞納者への納税相談の実施など、滞納整理の強化に努めております。

三税と国民健康保険税を合わせました平成24年度末の収納率は90%でございまして、平成23年度と比較しまして約0.5%の増、滞納繰越額につきましては、平成24年度末で約2億5,500万円、平成23年度と比較いたしまして約1,500万の減となっております。

次に、納税意識の高揚のための施策につきましてのご質問でございますが、これにつきましては、町の広報紙、町のホームページの行政案内トップページに納

税ごよみ、納期のご案内を掲載しまして、また各納税組合には年度当初並びに各税の納付書発送時に納税ごよみを添付するなどいたしまして、納税者の納税意識の喚起に努めておるところでございます。

また、将来を担う児童生徒の皆さんに税を正しく理解していただくとともに、保護者のみならず、広く納税の方々にも税知識と納税意欲の高揚を図ることを目的に租税教育を行っております。それに伴う税に関するポスター、作文及び標語を毎年募集しております。永平寺町内の小中学校から応募数も多く、その成績も、北陸間税会連合会長賞が1名、福井税務署長賞が2名、福井県税事務所長賞が1名、北陸納税貯蓄組合総連合会長賞が1名など、その他数々の受賞をされております。授業に関しましては、小学6年生のカリキュラムの中に税に関することが組み込まれておりますことから、各学校の先生方が直接授業をされる場合がありますし、ご依頼があれば福井税務署のほうへお願いをしまして、講師が出張して税についての授業を行っているのが現状でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 税の滞納についてちょっとお伺いをいたします。

税の滞納、このことは合併協議の折にも問題になっていると思います。合併時から今日まで、その額は減少しているのでしょうか、どうでしょうか。幾らかは解消されていると思いますがどうでしょうか。お伺いをいたします。

この問題については、なぜ滞納するか、その事由等を分析し、検討に頼るだけでなく、一日でも早く対応すべきだと思いますがどうでしょうか。中でも固定資産税が非常に滞納額が多いと思われまます。固定資産税というのは、個人の財産、資産にかかる税だと思います。資産、財産があるのになぜ滞納額が多いのか、そこら辺のところは私にもちょっと理解ができない。こういうふうな点を踏まえ、この滞納につきまして、課長、何かありましたらお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） 今ほどの滞納につきましてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、福井県滞納整理機構に参画させていただいたり私どもで夜間徴収、また納税相談をさせていただいておりまして、滞納額の減少に日夜努めておるところでございます。

額の推移というご質問でございますが、年度年度によってばらつきはあるものの、少しずつ減少、前向きのほうに向かっている状況と認識しております。また、

固定資産税等の滞納につきましてどういう考え、分析をしているかということで、いろいろ税務課の中でも税目ごとにその状況等を分析しております。中には事業不振とか、あるいは解雇といいますか、最近の波を受けてちょっと納付に至らない、経済的に納付が困難な家庭も最近見受けられております。その中でありまして、いかにして少しでも分納していただけるような対応とか、そういうもので現在取り組んでいるところでございます。

大まかなことについて今申し上げましたが、子細につきましてはまた今後機会があればお示しさせていただく方向でいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 固定資産税、先ほども申しましたとおり、課税の対象は個人の持っている財産、資産でございます。その点、固定資産税が非常に全体の2分の1以上を占めているように思われますので、そこら辺の点を分析をしていただきたいと思っております。

また、この税の滞納については伊藤議長も常に関心を持ち、幾度となく一般質問で取り上げてきております。資料の請求等に特段のご配慮をお願いしたいと思っております。

次に、歳入財源の手数料や使用料等の歳入の見積もりはどのようになっているのか。また、特別会計の上下水道料金について、国の消費税率等の改正により利用者にとっては負担が増となります。町としてその準備や町民への周知はどうか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず、公共施設の使用料、住民窓口業務の手数料でございますが、消費税率の引き上げに伴う改定でございますが、他市町の動向も踏まえまして、本町としては改定しない方向で考えております。

なお、水道料金、下水道料金につきましては平成26年度の4月から改定を予定しておりますので、町民に対しましては事前に町の広報紙、また町のホームページ等で周知をしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 下水道課長。

○下水道課長（太喜雅美君） 消費税関連のご質問にお答えさせていただきます。

現在、上下水道使用料金は、消費税法に基づき消費税を含めていただいております。

ます。皆様からいただいた消費税は、法に基づき税務署に納めております。県内の他市町も同様に行っているところがございます。

消費税の趣旨は、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものと明確化されております。また、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に改正されることに対応するため、今定例議会に条例改正の議案を上程させていただいております。なお、現在の基本となる使用料金には変更はございません。ただし、消費税の増額分が皆様からいただく使用料金としてふえることとなります。

今後、これらのことを含め、平成26年3月までに、町の広報紙、各戸配布のお知らせ、ホームページ及びこしの国ケーブルテレビ等を通して消費税率改正に伴う料金変更の周知徹底をさせていただき、ご理解を求めていますと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 次の質問に移ります。

財政援助団体等に対する補助金についてでございます。

町内にいろんな各種の団体がございます。その団体に対する補助金はどのような方法、流れで交付されているのですか。そしてその補助金の支出の根拠があると思いますが、その根拠はどのようなものかお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 各種団体等への補助金につきましては、補助をする担当課におきまして、団体の収支予算や決算状況、活動内容の実態を把握した上で補助金の使途が適切かどうか判断をいたしまして補助をすることといたしております。補助金の支出につきましては、永平寺町補助金等交付規則に基づく、そのほか事業ごとに定めた補助金要綱に沿って補助を行っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） この補助金、不正には使われたいと思いますが、補助の目的に沿って正しく使われているのかどうか、どこで判断をしチェックをしているのかお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 会計課長。

○会計課長（伊藤悦子君） 支出命令の審査を担当いたします会計課からお答え申し

上げます。

団体などへの補助金の交付は、町の財務規則に基づきまして、事業計画書、申請書、収支精算書、請求書など必要な添付書類を審査し、事業途中での中間払いや精算払いを行っているところでございます。

実施いたしました補助金が趣旨や目的などに沿って適正に使用されているかどうかにつきましては、各担当課がそれぞれの補助金要綱に基づいて判断を行っております。また、多額の補助を行う団体などへの指導監査につきましては、多くの場合は実績報告書や収支精算書など書類での確認のみならず、職員が交付先の団体などに出向きましたり、反対に団体の代表者に役場にお越しいただいて、帳簿の精査や物品の確認を行うことによりまして補助金が各団体の事業推進に適切かつ有効に使われていることを確認いたしております。

今後も多額の運営費補助などを行っている団体等につきましては、町の監査委員さんのご協力もいただきながら定期的な指導監査を行うなど、より一層補助金の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 今、高額な多額の補助をしている団体等に対する指導監査の状況も報告をいただきました。この補助金交付規則の中にも調査等ということで、職員に関係書類その他の物件を調査させることができるということもございます。団体に対する補助につきましては、ぜひとも定期的な業務指導的な事務指導監査を実施し、適切な補助をしていただきたいと思います。と思っております。

次に、業務委託についてちょっとお伺いをいたします。

業務委託費、国や県の補助がある事業は、国や県の補助基準というか、その基準に基づき決定された額をそのまま委託費としているのかどうか。町費の上乗せもしくは減額等をされてはいないのかどうか。また、委託をされた事業者等は、国や県の補助の基準に合った事業内容で事業をされているのかどうかはどこで判断し、チェックしたり指導されているのでしょうか。

また、委託費に人件費が含まれている場合、この委託された団体がこの基準に応じた、見合った支給がされているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） ご質問の内容ですけれども、国、県の補助がある事業といたしましては、福祉保健課では地域包括支援センターへの委託事業を行っ

ております。この委託事業につきましては、国の要綱に基づく基準で委託を行っているものでありまして、実績報告書の提出を受けまして、国の補助要綱に基づき実地監査も行っております。人件費など、基準に合った支給をしているところらのほうでは考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 団体に委託してしまえばそれだけということではなく、町民がひとしくその事業を利用されているのかどうか、町としては常に関心を持たれることを要望しておきます。

次に、3番目の質問でございます災害対策についてお伺いをいたします。

毎年この時期、冬の降積雪による除排雪対策、その諸準備は怠りなく十分であると拝察をいたします。もう既に、委託業者、また町内での除雪会議を終えたとお伺いしております。例年と比較し変わった点や、また特に注意すべきところがあったならばお伺いをいたします。

そして町内の地域においては降積雪量が特に異なる地域がありますが、除雪車の出動の判断等はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、除雪会議の内容についてでございますけれども、議員さんもおっしゃっておいりました、町では11月25日に、本年度の除雪委託業者31社を対象に除雪会議を行い、町消防本部や福井警察署の方にもご出席をいただき安全指導並びに除雪路線を確認しており、特に除雪体制では、8月30日より特別警報が運用されたことによって、大雪特別警報についても説明をさせていただいたところでございます。また、翌日の26日には、除雪に携わる職員48名を対象に、出動基準や業務内容について説明をしたところでございます。

それと、除雪車の出動の判断についてでございますけれども、除雪車の出動基準は積雪量が10センチ以上に達した場合や達すると見込まれる場合に除雪作業を始めることとしております。また、歩道除雪につきましては、積雪が20センチ以上に達した時点で行わさせていただいているところでございます。

出動前のパトロールは、通常は午前2時より、松岡地区、永平寺地区、上志比地区の3班に分かれて町内全域を巡回しております。集落によっては降雪量の違いも当然あることから、積雪が多いと予想される地域から順次行っているところでございます。除雪の作業は、町内全域をパトロールし、出動の必要がある場合

は午前3時に全ての委託業者に連絡を行い、生活に密着した幹線道路を優先に行い、通学、通勤時間までに作業を終えるよう指導をしているところでございます。なお、状況によっては、積雪の多い一部の地域のみを出動させるなど柔軟な対応をしておりますが、降雪量や降り始め時間により作業が若干おくれる場合もありますので、これについてはご理解を願いたいと思います。

本年の気象庁の長期予報では、日本海側の降雪量につきましては平均並みか平年より多いと予想されていることから、本年度も万全な体制を整えて準備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 本年は大雪が予想されております。昨年の除排雪は大変スムーズに行われたと思います。本年もどうかよろしくお願いをしたいと思います。

以前にちょっと質問したことでございますが、おのおの各地区においてはそれぞれの地区の防災組織や防災体制にばらつきがあり、その取り組み方についても温度差があることから、町としては協議会等を立ち上げ、地域間の連携をとっていくという方策、また、現在避難所として指定をしている場所について、必ずしも安全な場所とは言えない場所があるから、町としては見直しをしないと回答を得ておりますが、きょう現在どのような状況なのかお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 今ほどのご質問でございますが、まず協議会の立ち上げということでございますが、町内の90の自主防災会を、小学校区単位を基本といたしまして全体を8ブロックに分けまして、その自主防災会のリーダーあるいは関係者の方等に説明会をさせていただきまして、自主防災組織連絡協議会というものをことしの3月に設立しております。これは全て8ブロックにおいて設立させていただきまして、協議会単位で研修会等を行いまして、意見交換あるいは情報交換等を行っているところでございます。

また、避難所の見直しについてでございますが、昨年度の地域防災計画の修正作業の中におきまして、広域避難所、福祉避難所39カ所を、耐震性あるいは九頭竜川の氾濫によります浸水区域等を踏まえまして見直しをした結果、19カ所を削減しておりまして、広域避難所を17カ所、福祉避難所を8カ所の計25カ所を選定しているところでございます。

なお、各地区の集落センターなどの一時避難所につきましては、地区ごとの一

時避難所が、例えば位置的に近接しているような場合は、より安全な一時避難所を2つ以上の複数の地区で使用するとか、あるいは災害によって地区内に新しく一時避難所の追加をするといったような方法が考えられますけれども、これはいづれにしても、地域の住民の皆さんのご意見を十分お聞きして、それを踏まえまして見直しをする必要があるというふうに考えておりますので、今後、各自主防災組織連絡協議会等で話し合いをしながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 警報等が発令され、おのおの個人個人が災害が発生するおそれを判断し、自発的、また自主的に避難をしようとしたとき、指定された避難所はまだ開設をされていない。その場合にはどのようにしたらよいのでしょうか。例えば、比較的安全であると思われる個人の家等を、その災害に応じて一時的というか、ちょっと避難所が開設するまでの待避所というようなことで指定はできないものかどうか。

私が子どものころの経験をちょっと申しますと、私の家は九頭竜川沿いにございます。小さな子どものときでございますが、水害の恐怖にうちの沿線を含め悩まされておりました。私の家はちょっと集落から離れた、少し高いところにあつたのかわかりませんが、当時、高齢者や子どもたちが私の家に九頭竜川が増水すると避難をしてまいりました。大人たちは地区内の見回りや堤防の安全に走り回っておりました。そしてそのうちに水防団員の方が到着し、危険が迫ると次の安全な場所に誘導をしてくれた記憶があります。

このような一時的な、ちょっとそこで集まっただくというような場所が地域間の話し合いの中でできないものかどうかでございます。国や県の基準もわかりますが、災害は特別なことではないかと思えます。町民の安全を守るため、町独自の判断において地域と連携、相談をし進めるべきだと思えますが、どうでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 濟いませぬ。先ほどの答弁の中でちょっと訂正をさせていただきます。

見直しの中で19カ所削減というふうに答えたかと思えますけど、14カ所の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

今ほどのご質問ですけれども、まず避難所の指定につきましては、災害対策基本法施行令の改正に伴いまして、平成25年10月1日に指定緊急避難場所と指定避難場所それぞれを指定するときの基準が新設されておりまして、管理条件、立地条件、構造条件が示されているところでございます。

今のお話の中の個人の家を避難所として指定するというご提案でございますけれども、個人の家に一時的に避難するということになりますと、先ほどの指定緊急避難場所というような位置づけになりまして、指定するとき、災害が切迫した状況において速やかに居住者等に避難所として開設される管理体制を有していることという管理条件が必要となってまいります。災害が発生したときにこのような管理体制を住んでいらっしゃる方に求めるということは非常に困難であるというふうに考えておりますし、先ほどのは緊急避難場所ですけれども、指定避難所として指定する場合の基準におきまして民家等は望ましくないというふうな形で示されておりますので、町としまして個人の家などを一時的な避難所として指定するということは想定していないということでございます。

ただ、今議員さんおっしゃりましたように、地域の中でそういった取り決めとございますか、そういったことにつきましては、例えば自助、共助、公助という中で、共助というような形で地域が率先してやっていただくというようなことはあるかと思っておりますけれども、町としての指定ということは今想定しておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） いろんな国や県の基準もあると思いますが、この災害は私は特別なことだと思っております。常に町民の安全や安心を守るのが町としての責務だとも思います。先ほどの納税のこともそうでございますが、町民の税が正しく使われているとわかれば納税意識も自然と高揚するものと思われま。ぜひともこの町独自、町の考え方で進めていくというのが、この災害に対しては私は必要かと思っておりますので、よろしくお願いをしたいかと思っております。

次に、災害が発生した後の食料等の備蓄について。町ではそれが十分に確保されているものとは思いますが、災害で取り残された少数の人や、救援物資が行き届かない避難場所等での場合に備え、町内の全家庭に対し家庭用の非常用持ち出し袋等は無償で配布する、または一部補助を出すというような政策は考えられないものかどうかをお伺いをいたします。給食の無償化、これも大変大切なことだ

と思いますが、これは一部の人だけにだと思っております。全ての町民のためになる政策も考えてみてはいかがでしょうかと思ひまして提案をさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） ただいまのご質問でございますが、非常持ち出し袋に対する補助ということでございますが、現在、町のほうでは自主防災組織等補助金交付要綱というものがございまして、それに基づきまして、年度額30万という額を上限といたしまして避難用資機材の購入の8割補助を行っているところでございます。この避難用資機材というものには、ヘルメットでありますとか、非常用持ち出し袋などが対象となっております、非常用持ち出し袋の購入に対する補助実績としまして、平成24年度では8地区で116万2,000円、平成25年度は現在までに5地区で109万7,000円の補助を行っているところでございます。

これにつきましては、今後も引き続き自主防災組織等の会の中でこういった事業の周知をさせていただきます、いろんな機会を捉えましてこの事業の活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 上限があったり補助 があると、またその地域によって、先ほども申したとおり温度差があることから、非常にその格差が生まれてくるのではないかと思います。私は、町の政策として全家庭に無償で1個ずつ配布、2個以上欲しい場合は有償とかというような方法もとれると思います。単年度では非常に財源的に難しければ、2年、3年度の事業として取り上げていただきたいなと思っております。これが、何度も申しますけど、納税意識の高揚にも、税金が使われているということから一つの納税意識の高揚の施策にもなるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

国や県の指示も大切ではございますが、常に町民のための町政の推進をお願ひし、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（伊藤博夫君） ここで20分まで暫時休憩いたします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、川崎君の質問を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 8番、川崎です。

今回の質問は、事前通告してあります2つの事項について取り上げさせていただきます。一問一答方式で行いますので、質問する事項についての方向性をより明確にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問です。永平寺町の空き家対策の取り組みはという事項です。

町内の空き家が増加しております。この空き家対策についてどう取り組んでいくのかということです。

まず、町内の空き家の現状、状況についてお伺いします。空き家、いろんな状態があります。どういったような状況の空き家がどれくらいあるのかということ、そして大切なのは、これからこの空き家がどのような状況、具体的にはどのような増加傾向にあるのかということです。そして空き家の内容、増加傾向、また地域ごとの特色、特徴があると思います。こういったことについて、まず現状を把握したいと思っております。お答えいただきたいと思っております。

昨日の一般質問の中で空き家の内訳、それから数の報告、空き家がどれくらいあるのかという報告がありました。その数字に基づいて少し深掘りをして質問を進めたいと思っております。

昨日の一般質問の中でのお答えの中で、永平寺町における空き家の件数、平成24年度の調査によりますと229戸の空き家が発生しているということです。まずこの229戸という数字ですけれども、全体の町内における住宅総数があります。それに対してどれくらいの比率であるのかということをお伺いします。

建設課長になりますか。よろしく。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず住宅の比率というご質問でございますけれども、平成24年度に調査させていただいたときには、一戸建ての住宅戸数が町全体で7,187戸ございました。その中で、松岡地区が3,716、永平寺地区が2,291、上志比地区が1,180でございました。その中で、きのうもちょっと戸数については触れさせていただいておりますが、まず廃屋、松岡地区で申しますと22戸、永平寺地区で16戸、上志比地区では10戸。率といたしまして、松岡地区では約0.6、永平寺地区では0.7、上志比地区では0.9。平均いたしますと0.7弱というふうになっております。また、一部腐朽等があるという

ものが、松岡地区が42戸、これが1.1%、永平寺地区が21戸、それが約0.9、上志比地区が6戸の0.5で合計59でございます。もう一つ、腐朽なし、これが112戸。松岡地区が50戸、1.3、永平寺地区が27の1.1、上志比地区が35、約3%、合わせまして合計229戸。

先ほどの細かい数を合計いたしますと、廃屋、腐朽あり、腐朽なしの松岡の合計が114、それと永平寺地区が64、それと上志比地区が51といったことから、全体としての割合を申し上げますと、松岡地区では3%、永平寺地区が2.8%、上志比地区で4.3%というような数字になっております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 町内における住宅総数、そして空き家件数、これの比率が大体3.2%ぐらいと。先ほど各地区ごとの発生率を紹介いただきましたけれども、全町で3.2%という数字です。

この数字が一体どのような状況であるかということですが、手元にある資料で見ますと、これ平成24年の3月ですが、近畿地方整備局というところの調査が出ております。全国で空き家、これは今数字を捉えました住宅総数があって空き家総数があります。この比率ですが、全国が13.1%という数字です。それから、この調査では福井県は近畿圏に入っているんですが、近畿圏全体で14.1%という数字になっております。ちなみに福井県全体では15.1%ということですから、先ほどの3%という数字は非常に低い数字かなと思っております。またこれから空き家がふえますから、どんどんこのデータを調査をして推移を見ていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

空き家の内訳の説明をいただきました。その中で、既に廃屋になっている状態、一部破損ということですが、これはいずれ撤去しなきゃいけない、除去しなきゃいけないという物件でしょうか。うまくすれば利活用ができるんじゃないかなというものなんでしょうか。その点の内訳の内容をお答えください。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず建設課といたしましては、利活用する側としての御説明をさせていただきます。

今ほどの一部破損のあるものあるいは廃屋といったものにつきましては、やはり再利用には不向きかと考えております。そういったものにつきましては、適正な住宅の管理をこれからしていかなければならないということになろうかと思

ます。

先日もお話しさせていただいたように、その229戸の中の69戸が利用できるであろうと思われるものの数をうちの建設課のほうで確認をしているところでございますので、そういったことも、数について、今後使用される方の意向あるいは貸す側の意向、それと中身の問題が非常に大きな問題になろうかと思っておりますので、そういったものに大きな費用を投じるということにつきましてはなかなか再利用については難しいかということで考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 利活用という話に展開しましたけれども、ちょっと話を戻しまして、この廃屋、一部破損ということで、いずれは除却しなきゃいけないということです。この両方の件数を合わせますと110以上の数字になります。229軒の空き家があって、その半数以上が既に利活用できない。行く行くは廃棄、除去しなきゃいけないという物件ということですね。

次に話を進めていきます。

一体この空き家というのが、今後どのような状況で町内で推移していくのかという話です。この空き家の発生ということですが、具体的に世帯数が減少する。当然、家はそう簡単に消耗するものではありません。世帯数が減れば空き家がふえると。世帯数が減るとするのは総人口が減少傾向にあるということです。

先ほどの近畿地方整備局のデータによりますと、その世帯数も2015年をピークに減少していくということになるわけです。全国的な減少傾向と永平寺町における世帯数の減少傾向は若干変わってくるのかなと思っておりますけれども、いずれにしても、今ある約3%の空き家の比率ですけれども、今後、町内においてどれくらいの空き家が発生するか。率でも数字でも結構です。軒数でも結構です。どのような予測を立てておられるのか、おわかりいただけましたらお答えください。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 先ほど議員さんが近畿地方整備局のほうで出されている資料ですけれども、これ多分、住宅・土地統計調査などが主な資料であるというふうに思っております。

平成15年につきましては、これ永平寺町ではございませんけれども、福井県におきましては13.1%で、その年は全国で17位ぐらいだったというふうに見ております。それから5年後、住宅・土地統計調査は5年ごとに1回やってお

りますので、平成20年には15.1%と全国で9番目の位置づけというふうになってきております。永平寺町の調査につきましては、空き家を実際調査したのが、先ほども申しましたように平成24年度にさせていただいておりますので、今後とか、あるいは以前と比べてというような比較の数値は持ち合わせておりませんが、県内の動向でいきますと、今後、世帯分離によって世帯の分離をして、それが人口がふえるんでなくて、県外に行って人口が減るといったような状況にもなっていくといったところから、やはり今後ふえていくのではないかとこの予測になるということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 現在、お年寄りの方がおひとり、そしてまた老老世帯という数を見ながら、今後の空き家の数はどのように増加するのかということもぜひとも捉えていただきたいなと思います。

質問を続けます。

空き家が発生します。そのときの問題事象、問題意識といったようなことはこの町内でどんなような状況なのかと。どのような問題が起きているのか、はたまた具体的には、その相談件数、苦情の件数というのが行政窓口のほうにもあるんじゃないかなと思います。そういった状況。どのような問題事象があって、どれくらいの相談件数があるのかということ。数とか中身を捉えておられましたらご紹介いただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（山口 真君） 環境課のほうからお答えを申し上げます。

まず、先ほど建設課長も申し上げましたように、状態のよい空き家については空き家バンクへの登録をお願いするなどの有効利用を図っていきたいということが考えられます。しかし、適正に管理されず廃屋状態となった空き家等は、壊れた破片の落下や積雪等による倒壊、火災の危険や犯罪等の事件発生の可能性など、防災、防犯上の問題やごみの不法投棄や雑草の繁茂などの衛生上の問題、さらには景観上の問題など多岐にわたります。

対処の実績といたしましては、今年度、対象物件の近隣の方より2件の相談がございました。1件は、外観からは廃屋と判断ができないような物件でございましたが瓦の落下が危ぶまれるとの情報を受けまして、所有者の確認が、これは容易でありましたので口頭で管理のお願いをしております。

もう1件は、風が吹いて壊れた屋根などの部材が飛んできたこと、今後も心配で

あるというような情報でございまして、現地を確認し所有者を特定しようとしたところ、特定できずに至っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 相談件数が具体的に出ているということ、強風等で物が飛んでくるというのが現実的に起きているということです。

先ほどの廃屋の件にも絡むんですけれども、どんどんその空き家の状態が進みますと老朽化による倒壊ということが予測されます。これもたしか何年前、これからいよいよ積雪のシーズンに入ります。その雪のために倒壊したという事例もあったかと思えます。

そういったことも踏まえて、少し話はそれますけれども、この冬の積雪に対する空き家という側面から捉えて、町のほうとしてはどのような対応、どのような指導をとっておられるのかお聞きします。冬の積雪時における空き家の倒壊防止、こういった点に対する行政の対応はどうかということをお教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほどの積雪に対する空き家の管理、どのようにされるかということでございますけれども、具体的には今、どのようにするかという方法的なものは持っておりませんが、これは今までにも区長さんを通じて、その区の中でやっていたている経緯はございます。そういったところから、空き家に関しては、今のところ、やはり管理者がわからない場合あるいは地方に出ていてすぐに対応ができないなどにつきましては、区のほうの協働の中でお願いをしていかなければならないかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） この積雪時の対応のお話の中にも、やはりその管理者がわからないということが出てきました。この内容について、この話について少し続けたいと思います。

空き家となったその経緯、お年寄りの方が、老人の方が住んでおられる。何かの理由でどこかへ引っ越ししたとかという事例もあります。そしてその空き家を管理する人が次第にわからなくなるといったようなこと。この空き家になった経緯にどういったケースがあるのか、そしてその空き家になった管理者というの

はどういう状況なのかということ、こういった点について把握されておられましたら紹介していただきたいと思います。

この話をどんどん突き詰めていきますと、やはりきょうの一つのゴールであります空き家対策、空き家条例といったような必要性になってくるわけです。空き家となった経緯、そして理由ということについてお話をお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） これにつきましては、今ほど川崎議員さんのほうからも先ほどから述べておられる部分でもあろうかと思えますけれども、これはその地域の特性もあろうかとは思いますが、家族構成の変化、若者の町外の流出により残された世帯が高齢化及び死亡に至ると、住宅として維持する必要性が希薄化している、また相続人が遠方居住や高齢化により管理が困難化しているなどが考えられているところでございます。個別的にはどのようなものかというものは持ち合わせておりませんが、一般論で申しますと、こういったことが空き家の大きな要因になっているかというふうに感じているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 空き家対策として大きく2つがあります。先ほどから出ておりますように、いかにその空き家を利活用していくかということが一つ。それから、どうしても利活用もできない、いよいよ老朽化によって倒壊しそうやということですね。こうなりますとその物件を除去するという。この2つの方向性があると思います。空き家の利活用、そして除却するということです。

最初の空き家の利活用ということについて、町も一生懸命取り組んでおります。どのような利活用の実績があつて、これからこの利活用についてどう考えていくのか、どういう方向づけをするのかということをお答えいただきたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） それでは、利活用の立場として建設課のほうからお答えさせていただきます。

空き家の利活用につきましては空き家バンク制度がございます。これは、貸す側と借りる側、それと県、町、それと宅建業者のこの5者が関連をしてこの空き家バンク制度自体を創設しているところでございますが、まず実績といたしましては、今年度までに8件の登録がございました。5件の契約が成立しているところでございます。しかし、この契約物件の特徴といたしましては、空き家となつ

てから放置期間が比較的短く、定期的に維持管理を実施していただいております、所有者が空き家を利用してほしいという意識が高い物件に限られてきております。

今後も、この空き家調査の中で利活用できるものにつきましては、空き家バンクの登録を促してまいりたいというふうに感じているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 既に空き家バンクという制度、これが有効に働いて、いよいよ利活用の契約にも結びついているということですが、個別の住宅という利活用、そしてそれ以外の、例えば公共の施設に使うといったような方向づけもあろうかと思えます。

一つのいい事例として、山鹿地区における小規模多機能型居宅介護事業所、名称がほっこりという介護施設が、2年前ですかね、1年前か、開設しました。こういうような施設への展開も考えられるんじゃないかなと思うんですけれども、次のこういった公共、社会福祉施設、子育て支援施設などへの活用といったようなお考えは各所管部門でお持ちなのかどうか、情報をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 今の福祉施設としての利用はどうかという質問でございますけれども、まず運営していただける事業主さん、それからそういうもののニーズ、それからそういうふうな施設にするための施設の改修とか、いろいろな問題があると思えます。そういうことを乗り越えてからのお話になると思えます。いろんな条件がそろえばそういうことも可能かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 空き家を定住促進の施策の一つ、そしてまた地域サービスの拠点としてうまい利活用を進めていただきたいなと思えます。

話を戻します。

やはり倒壊するおそれのある空き家、そして雑草が生い茂るとか、それからいろいろ飛散物があるといったような苦情が出てきております。早急に空き家条例、名称はいろいろあろうかと思えます。坂井市では空き家等の適正管理に関する条例というのが今年度から施行されております。この条例を早期に当町も制定、運用していかなければならないんじゃないかなと思えます。

この空き家対策に対する条例の制定についてのお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（山口 真君） 環境課のほうからお答えを申し上げます。

永平寺町では、先ほどから出ております空き家実態調査結果を踏まえまして、関係各課が連携して取り組むこととしております。状態のよい空き家につきましては有効活用を図るということですが、腐朽等の見られる空き家につきましては、廃屋にならないよう、所有者を特定しお願いをすることとしております。また、既に廃屋状態にあるものにつきましては、景観、防犯、防災、衛生的に問題が生じるために、所有者を特定しお願いするということとしております。それでも改善が見られない、あるいは対応が困難であるということであれば、適正管理の条例化も視野に入れて対応することとしております。

現在、議員さんもお承知のとおりですが、福井県内の市町における空き家管理条例の制定状況は、福井市など6市2町で制定されております。その内容は、勧告、命令、氏名公表、代執行などが規定されておりますけれども、これまでのところ、勧告に至った事例はどの市町にもないということでございます。

永平寺町におきましても以前より条例化の検討は進めておりますが、今のところ、個々の事案について、その都度、所有者へのお願いという形で対応をしております。今後も空き家の増加が予想されることから、安全、安心な暮らし、良好な景観、快適な居住環境の保持のために条例化の検討は引き続き進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） きょうの質問で、現状の把握、そして問題、課題の提起ということでこの質問を進めてきました。やはり現実に起きているということです。そしてこれは空き家がやがて数が減ってくるということはありません、どんどんふえていくという状況です。一日も早く条例を制定して、きっちりと行政も対応する、また地域の方もその条例に基づいて行動をとる、もちろん所有者もきっちりとこの条例に基づいて管理していくという体制が必要なんではないかなと思います。

昨日も必要な時期に空き家条例、そして昨日は同じように空き地の条例、こういったものを検討するというお話でした。この必要な時期というのがもう、ことしの流行語大賞じゃないですけども、今なんじゃないですか。現実に問題が起きている、苦情が出ているということなんですよ。以前からこの条例も検討さ

れているということですよ。その状況が必要であるという状況になってきているわけですから、より具体的に来年度検討して、再来年の施行とか、そういう具体的な計画の段階に来ているんじゃないかなと思います。

もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（山口 真君） 原則は、民事解決が原則でございますけれども、危険性が高いなど、公益上必要がある場合は町が解決を図らなければならないという場合も十分考えられます。条例化につきましては、関係各課で協議をし、取り組んでまいりたいというふうに思います。

議員さんおっしゃるように、実際にそういった事例も見られますし、他の市町の動向を見ましてもそういう対処をしておられます。それから、今後もそういった空き家がふえる傾向にあるという認識は持っておりますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 具体的にいつごろかというのをなかなかお話し願えないんですけども、これずっと押し問答やっても結構時間がかかってしまいますので、早い時期に条例の策定、そして制定と運用ということで取り組んでいただきたいと思います。

これで1つ目の質問は終わりにしたいと思いますけれども。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

午後1時から再開しますので、よろしくお願ひします。

（午前11時54分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 8番、川崎です。

午前中に引き続き午後2つ目の質問をさせていただきます。地域の「まちづくり組織」を急ぐというテーマです。

ちょうど2年前の平成23年の12月の定例会で永平寺町都市計画マスタープランにあるまちづくり組織の早期の設立について一般質問をしております。この

まちづくり組織、より早い設立が求められております。再度取り上げさせていただきます。

まず、質問を進める前に、キーワードとなっておりますまちづくり組織について一度確認をしたいと思います。永平寺町都市計画マスタープランでまちづくり組織、これの設立促進の計画が示されております。地区の自治を担うまちづくり組織の設立促進ということで、身近な社会圏域である小学校区レベル、これ7つあります。この小学校区において住民主体で地区の自治と振興に取り組むまちづくり組織の設立を働きかけます。協働のまちづくりの担い手として育成するため、活動への支援の仕組みを創設しますとあります。

このマスタープランにおいては、計画、スケジュールが出ております。このまちづくり組織、短期、このマスタープランでは平成22年から27年、この5年間で今申し上げた協働のまちづくりを進める体制、これを検討、準備するとあります。そして中期、このマスタープランでの中期というのは10年間。したがって、平成32年までに主体的まちづくりを進める組織の設立を促進するという計画になっております。このことについて2年前の12月の定例会で質問をさせていただいております。そのときの回答、お話をいただいております。紹介します。

振興会を通じて——これは地区の地域の振興会ということですが、振興会を通じて町の行政の事業の協働の場を設けると。それからもう一つ、幾つかの地区振興会もあります。上志比のほうでも全体的な組織ができるという話も聞いている。まずは地域でそういうものを立ち上げていただいて、そして町がその組織を支援するという形になりますということです。

この都市計画マスタープランにおけるまちづくり組織、この位置づけは変わってはいないと思います。このまちづくり組織というものを前提に質問を続けます。

まず、今の時点でこういった地域住民によるまちづくり組織、この必要性がどんどん高まっているんじゃないかということです。いろんな取り組みしなきゃいけない課題があります。

少子化対策、これはやはり小学校区での生徒数、児童数がどうであるのかということですから、地域での課題、防災・防犯対策、これは午前中にも説明がありましたように、自主防災連絡協議会、これがことしの3月、24年度で全ての8つの地域で設立されているということです。これもやはり地区から地域へという

ことの取り組みです。環境対策、里山といったようなこともこれから取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと思います。鳥獣害対策、これも1つの地区だけでの対策が効率よくできないと。地域ぐるみで取り組んでいくということになります。

今申し上げたのは幾つかの事例です。いずれも1つの集落単位、地区という対応ではなくして、やはり地域での対応が必要になってきているということです。このような必要性のもとに、やはりまちづくり組織というものがより早く設立すべきではないかということです。町のお考えは、見解はどのようなものであるかということをお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まちづくりに対する、より早くといった形のご質問でございますけれども、まずマスタープランの中のまちづくり組織の必要性に関する記述には大きく2点が挙げられます。1つ目は、時代の変化によって行政だけで多様化、高度化する住民ニーズに応えることが困難な状況になってきておりまして、住民と行政が協力して暮らしやすいまちづくりを実現する必要があるということです。もう一つは、住民が主体的にまちづくり活動に取り組むことが地域への愛着と誇りを醸成し定住を促す一面があるため、行政はその活動を促進、支援する必要があるということでございます。設立の早くという観点から申しますと、設立時期につきましてはマスタープランの策定からおおむね10年後から本格的に組織の設立を促進することとなっており、それまでは住民活動に対する支援の充実や住民参画機会の拡充などにより意識を高めていく段階としております。当然ながら、早くできていくことについては、これは何ら問題もなく地域の中において活動をしていくあるいは行政と一緒に参画していくといったことに対しては本当にありがたいことだと感じているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 都市計画マスタープランでのまちづくり組織ということで確認をさせていただきました。

もう一つ、毎年予算編成方針が出ております。この予算編成方針の中でのまちづくり組織の関連ということで捉えたいと思います。予算編成方針の中の4番目の町民の力が発揮できる活力ある地域社会づくり（地域力アップ政策）という項目です。具体的に地域の課題やニーズへの対応、活気に満ちた地域社会をつくるための新たな制度整備を進める必要がある。新しく制度を整備していくというこ

とです。町民とパートナーシップに基づく地域の活力を生かした町民との協働事業、先ほど説明がありましたように、町民との協働事業として新たな地域力アップ政策の導入に向けた取り組みの推進に努めることということで予算編成方針が出ております。

1つは、新たな制度整備。この新たな制度というのはどのような制度なのかということ、それから地域力アップ政策、どういった政策なのかということを確認したいと思います。私の考えの中には、まさにこれこそマスタープランにあるまちづくり組織そのものではないのかなと。政策というのは具体的ないろいろ助成とか事業とかということですが、制度整備ですからその受け皿となるまちづくり組織というものが前提に優先にあるのではないかなという思いがあります。この予算編成方針における新たな制度を整備すること、そして地域力アップ政策ということについてお伺いします。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町の総合振興計画の第7章 計画の推進に向けてとして町民と行政の協働によるまちづくりを掲げております。そこでは地域課題の解決に向けまして取り組むため、民間活動との連携、行政計画の策定時点から町民が参画する制度整備の推進をすることとしております。

そうした中で、予算編成方針でお示しをいたしました地域力アップ政策につながる取り組みの推進とは、まず住民による団体、グループ等が主体となり、町との協働で地域課題の解決を図るとともに、企画立案の段階から事業に参画をし、またこれを契機に団体等の活動をさらに活性化させ、住民と町との協働によるまちづくりを推進させる体制づくりを考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今考え方をお話しされました。住民団体、いろんな団体があります。一番わかりやすい一番はっきりしているのが、繰り返しますけれども地域におけるまちづくり組織、これが基本。永平寺町内のマスタープランによりますと、7つの小学校区で漏れなく自分たちが主体的にまちづくりを取り組んでいくという組織。まさにこれが優先すべきじゃないかなと。先ほど私、質問の中で考えを申し上げましたけれども、繰り返しになりますけれども、今お話の中で出てきました。繰り返します。住民団体、そのベースとなるものはあくまでも地

域のまちづくり組織というものが基本的にあるのではないかなということです。

予算編成方針ですから、これ具体的にどういった予算の事業名、項目になるのかということですが、26年度はどのように見える姿、予算項目の中で出てくるのかということを確認させていただきたいと思います。

ちなみに、この予算編成方針、昨年の予算編成方針を見ますと同じような方針が出ているわけです。ほぼ同じ文言でこの地域力アップ政策、25年度は予算編成方針として取り上げております。25年度の予算、今執行しておりますけれども、26年度の話から入りましたけれども、25年度のを振り返りまして、この地域力アップ政策、同じように新たな制度整備を進める地域力アップ政策の導入、これ具体的に25年度の予算項目として上がっているわけですが、こういった項目がこれに該当するのかということをお教えさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 一例を挙げますと、例えば地域がつくるみんなの健康づくり推進事業、これにつきましては25年度は8地区、120万円の予算を計上いたしております。これにつきましては、健康づくりの目標を掲げ、家庭や地域でできるさまざまな事業を住民主導で実践をしていただき、企画立案をみずから行い、健康増進につながる取り組みを実施しております。また、講演会の講師や定期的な健康診断につきましては町が支援をいたしております。

さらには、こういった中で例えば自主防災連絡協議会を今設立をいたしておりますけれども、こういうような中の防災訓練、例えば町の防災訓練につきましてはこれまで行政が主体となりまして地区と協力をして実施しております。今後は、例えば自主防災組織連絡協議会が主体となりまして訓練を実施する。また、実施する地区の希望、訓練メニューなど地域のことを熟知しております住民が企画立案の段階から中心となって協議し、行政はバックアップする体制づくりを整備するというようなことで、な経営を支援していくとか、そういうようなことも考えられます。

それと、例えば道の駅検討委員会プロジェクト推進協議会、これにつきましては今から始めるところがございますけれども、これまでは例えば福祉計画、環境計画などの総合計画の策定についてはこれまでは委員として町民の参画はございましたが、道の駅検討会とかプロジェクト推進協議会などのように施設の建設の前段からまちづくりに向けての方向性、施設の活用要素の検討に加え、単に公共施設という位置づけでなく、町民、地域がさまざまな、要するに活用できる指標

も含めまして企画立案段階から参画し、住民と地方との協働によるまちづくりを推進する体制づくりを進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 具体的に説明いただきました。

むしろ政策、地域力アップ政策、具体的な事業という捉え方だと思います。言葉の定義になりますけれども、制度の整備ということですからぜひともこの基本方針にあります新たな制度整備、新たな制度というものをこのマスタープランにあるまちづくり組織という仕組みづくり、そういったものに置きかえて取り組んでいただきたいと思います。

それでは質問を戻しまして、まちづくり組織、先ほどの計画、おおむね10年の計画ということですが、やはりこれは急なきやいけないということです。まちづくり組織、じゃ具体的にどのように準備して、どのように設立していくのかということで話を進めていきたいと思います。

前回の一般質問の中でも、このまちづくり組織、そして地区の振興会との関連でお話が展開したと思います。地区の振興会、これ町内ではたしか御陵、吉野、そして志比北、それから上志比、それから志比南ですか、この地区5つ、既に名称は多少違うかもわかりませんが、振興会、振興連絡協議会というものもが設立されて実際運用されております。こういった振興会をベースにまちづくり組織へ展開していくというお話だったと思います。

これからまちづくり組織を設立するに当たって、既にある振興会、これを母体として展開していくという一つ。それから振興会を持っていない地区、ここを新たに設立をしていくということになると思います。多分、そういう取り組みをこれから展開していくということになると思います。既にある振興会においては、その振興会のほうへマスタープランのまちづくり組織として展開していく、そのためにどういった位置づけになるのかということ働きかけていかなければいけないんじゃないかなと思います。各振興会の目的とかいうのがあります。

それとまちづくり組織、この機能を持たせるためには、例えば自治という、自治を担うんだという機能を付加させなきゃいけない協議会もあろうかなと思います。新たな地区で新たなまちづくり組織が必要であるという地区については、午前中もお話がありましたように、この3月に自主防災連絡協議会、これかなり行政からの指導で設立したと思います。同じような働きかけをして取り組んでいか

なければいけないんじゃないかなと思います。

いかにしてこのまちづくり組織をつくり上げていくかということで2つの切り口でお話をさせていただきましたけれども、どのような見解を持っておられるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まちづくりに関してでございますが、現在、先ほど議員さんおっしゃったとおり5つの振興会、これにつきましては今ある振興会をより一層発展して行って、行政との協働の中で大きくまた携わっていただいでいくというふうになっていくのが理想というふうにも感じられます。

また、ない場合の部分もございます。現時点におきましては、マスタープラン策定当時以上に、地域を取り巻く環境の変化に伴いまちづくり組織の設立がより一層求められていると思っております。

このような状況の中で、振興会などにつきましてはマスタープラン策定当時、既に組織化された、先ほど言いました振興会ですね、そういった地区に加えて、上志比地区の振興連絡協議会が新たに設立されております。

また、ない地域におきましても、これはあくまでも小さな団体ではありますけれども、永平寺川にサケ・サクラマスの遡上を実現する会、吉峰川のサクラマスを守る会など、これはテーマに絞った組織や、東古市まちづくり協議会など自治会単位での組織が活発に活動されているところでございます。こういったように、住民が主体となったまちづくりの機運が盛り上がりを見せているところでございます。

このような動きに対しましては徐々に住民意識が高まりつつあることのあらわれであることから、今後のまちづくりの設立にもつながっていくのではないかと、いうふうに考えております。そういった地域、まず小学校区全て7つにこだわることなく、まずはその地域の特性から入っていく、そういったような地域の小さなまちづくりからの第一歩というふうなこともこれからも重要になってくるのではないかと、いうふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今課長のお話の中で一つ一つ個別事業でのそういう地域単位でのいろんな組織ができ上がっています。できるところから、そして小さなまちづくり組織から取り組んでいくということ、非常に具体的な取り組みになるんじ

やないかなと思います。

繰り返しますけれども、そのニーズは高まっております。ぜひともマスタープランを前倒しにさせていただいて、27年度までの準備ではなくして、30年度までの設立ではなくして、早い時期にできるところから、できる地域からこのまちづくり組織を立ち上げていただきたいと思います。

これで私の質問、終わりにします。

○議長（伊藤博夫君） 次に、3番、金元君の質問を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。私は、町民の立場から町政へのいろんな問題や、また国政でのいろんな課題など町民への影響も含めて質問をしています。と考えています。

今回は、国の介護保険大改悪へ、町の準備はということで、毎回のよう質問していますけれども、これが1つ目です。2つ目は、町有宅地、坪1万円での売却とはどういうこと、ということで2つ目の質問の準備をしています。3つ目は、TPPと本町の農業。これには地域経済はどうなるということも含めて質問をしていきたいと考えています。

まず1つ目の、国の介護保険大改悪へ、町の準備はということです。

毎回のよう質問してると思われる人もいらっしゃると思うんですが、私は本当にこれだけ国の方針がころころ変わったり、弱者切り捨てのいろんな施策がめじろ押しとなると、それだけやっぱり危機感が住民の中にもあると思いますし、私個人としては非常にあるところです。

いよいよ来春4月からは、当初社会保障のためとした消費税の増税が始まります。一方で、大企業へはその内部留保金は二百数十兆円と言われてはいますが、たんまりため込んできたにもかかわらず、東北大災害への復興税とした分は前倒しで減税するとか、法人税の減税分となる復興税の名に置きかえた税だったのに早速減税ということです。

庶民には復興税等10年とか25年といった長期にわたる負担を求め続けているところであります。これは残したなど。さらに、消費税をおっかぶせということになりますけれども、そのほかに安倍内閣の社会保障改革国民会議が8月に示した最終報告ではさらに医療、介護での負担増とか年金の削減、保育なんかでの新制度でいろんな父母の心配事をふやすとか、負担増がめじろ押しで、これらを社会保障制度改革プログラム法案としてこの国会で社会保障改悪の工程表まで決

めてしまう。ほとんど審議なしに決めてしまうという状況に今なっているところ
です。

こんな中、厚生労働省は社会保障審議会、厚生省の介護部会がまず示したのは、
介護保険から要支援1、2を外し、自治体の支援事業に移す。つまり、自治体の
事業としてやりなさいと自治体へ投げ出すものでした。しかし発表後、具体案を
示せば示すほど市町村や利用者側から、受け皿もなくサービスが受けられなくな
るとか、財源はどうなるなどの批判や意見が相次いでいます。全国町村会でも、
サービスに格差が出ないよう国が責任を果たすこと。特養ホームから締め出され
る高齢者に対する受け皿確保を求めるなどとした決議の大会で採択もしてきてい
ます。

ここにきて厚生労働省は、介護保険中、要支援者向けサービス費用の4割を占
める訪問介護、リハビリ、訪問入浴などは保険に残すこととしましたけれども、
しかし訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスですね、と通所介護、これはデ
イサービスです。費用の6割にもなると言われていますが、これらについてはや
はり市町村に投げ出すこととしているところです。

この国のやり方に対し一般マスコミでも特集が見られ、「要支援見直し、安心
は」という表題で、市町村の懸念として「サービスの低下、格差も」とか、当事
者の懸念として「人並みの生活先見えず」というような内容で報じられていると
ころであります。

というのも、このような報道には根拠があるのです。厚生労働省の介護部会は、
訪問通所介護の利用者負担は1割以上に市町村の事業費には上限を設け、超える
場合には、これは批判の中でですが超えさせないと言ったんですが、超える場合
には個別に判断する。全ての自治体は費用低減の目標と計画をつくれ。この分野
の介護給付を減らすことを第一の目的とせよということを示しているからであり
ます。

これらが実施されるとどうなっていくのか、自治体に任せるといことですが
れども、そうなる町として心配な点にはどんなことがあるのか。私は町として
今から準備しておかないと、いざ実施となると利用者に迷惑がかかることにな
るのではないかと心配です。介護保険の第6次計画ができてからでは遅いと私は思
っています。

そういう中で、町の準備と課題はどのように整理しているのか、そこをまず聞
きたいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） 今、国の改革の後でどのような町が対応をしているかというふうな、どんな整理をしているかというご質問だと思います。

ことし11月に全国介護保険担当者部長会議が開催されまして、介護保険制度の改正検討状況が報告されました。先週の12月6日に福井県介護保険担当者課長会議が開会されました。その中で、要支援者向けサービスのうち、通所介護及び訪問介護について平成29年度末までに地域支援事業に移行させることが求められております。本町の介護保険事業においても移行時期を見据え準備していくこととしております。

また、移行に当たり地域支援事業での支給手続等の事務についてはまだ具体的な指示がございませんが、事務量がふえるのではないかとというふうに考えております。

今後国の検討事項が示されると思いますので、こうしたことを踏まえ、第6期計画策定の中で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今、第6期の計画の中でと言いますけれども、現実的にはやはり具体的に、今どういうところに課題があるか、どういうことを先もって整備しなきゃいけないかというのは、もう前もって進めなければいけないのではないかと私は前から言ってるんですが、その辺が見えないんですね。

ただ、ここでお聞きしたいんですけど、これは町長にぜひお聞きしたいなと思っているのは、国は何のために国民や各自治体からの危惧の声が強い中、要支援の一部を介護保険から切り離すのかと、その目的はどこにあるのかと、これが一つです。

2つ目は、消費税の増税というのは社会保障を守るためということではなかったのかと思っているんですね。ここは町長なんか、特に自民党の投票でやるということが最近報道されていまして、そこの公約との関係でもぜひお聞きしたいところでありまして。いかがでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、国のほうで改革を検討しております。そういう中で、今お話ありましたように、要支援者の地域支援事業への移行があるということを知っておりまして、町におきましては要支援者のさまざまな取り組みが行われてお

りますが、これから方向性も今出てくると思いますが、基本的にはそういう要支援でサービスを受けている方のサービスが低下しないようにということで考えております。

これから具体的ないろいろな個々のお話も出てくると思いますが、町としてはそういうふうな、これはまた町で取り組めるということでありますので、そういうことを今考えているところであります。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町長はこれまでのサービスが低下しないように考えていると。

これは当然そうしていかないと地域で安心して高齢者が暮らしていける条件がつかれないと思いますので、そこはそれでいいと思います。ただ、私は消費税増税というのは、ある意味それなりに潤沢にそういう社会保障制度を建て直すために使えるものと。先ほど誰かの答弁で消費税は社会保障に重点的に使われてきたって言っていますけれども、それは全くのうそやというのは国民の皆さんはよくご存じやと思うんです。大企業の法人税の減税分に大体相当する額が消費税のこれまでの導入からの徴収額でありますけれども、そうはなっていないし、それについては前回の消費税、3%から5%に引き上げられるときにも国政のところでそういう使い方をしてこなかったのが問題だということが論議されてきたと思うんです。そこを答弁の中で利用するというのは僕は見識だと思っていますので、それだけ一言言っておきます。ただ、ここに来て選挙の公約で消費税の増税は社会保障制度を守るために使うんだということですからけれども、ここで大きな後退というのはどういうことなのかというのを疑問として呈しておきますし、問題だということを指摘しておきたいと思います。

ただ、今度の介護保険の見直しの問題ですけれども、一つは訪問介護とか通所介護をボランティアに任せて安上がりにするというものです。内容を見てみると。これに対して、各自治体ではボランティアで対応できる範囲ではないとか、受け皿がないとの声が上がっていることは、それは町長も全国の町村長会で決議した内容ですからご存じだと思うんですが、介護保険からこれらの部分が切り離されることで問題となるのは、私なりに考えているんですよ。町が答えてくれないので先に言いますけれども、既存の介護事業者や施設を利用できるのか、介護保険でつくられた施設をできるのか。利用できる場合でも、柔軟な人員配置などにより、いわゆる安すせいということなんですね、国の方針は。

現在のホームヘルプやデイサービス、訪問通所介護の報酬以下の単価にすると。

従来なら人員配置によって現在の訪問通所介護の報酬以下の単価にするというのが国の方針です。そういうことを明示していると言われていたのですが、そうすると今でもデイサービスなど以前の施設運営部門への給付が削られたことによって施設運営は大変だと言われていたんですね。社会福祉協議会の中でも、必ずしも黒字になってないです。そういう中、ただでさえ低い介護職員の処遇の低下と事業の撤退につながるのではないかと心配されたり、声も上がっているところで

す。
つまり、事業者への報酬が安くなることは、手も出さなくなったり、これらの人々を受け入れないことに、要するに単価の安い人たちを受け入れないことにつながらないか。つまり、利用者にとってはこれまでのようにサービスを使える保障がなくなるということではないかと。この点は町としてどのように考えていますか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） まず最初のほうの受け皿がなくなるんじゃないかというふうなご意見でございますけれども、今回の介護保険制度の改正においては、地域包括ケアシステムの構築が重要視されております。地域の重要性や主体に基づき地域の特性に応じたシステムづくりが必要とのことであり、本町でも福祉保健課と地域包括支援センターが連携してこうしたシステムづくりを進めることが重要と考えております。

それから、施設を利用できるかという問いでございますけれども、今回の介護保険制度の改正では要支援者に対する介護予防給付の一部を介護保険の地域支援事業に移行するものというものでございます。介護保険から外すというものではございません。

また、介護保険のためにつくられた施設、またその人員の活用ができなくなるといったことはないと考えております。逆に、介護保険サービス施設以外の施設の活用や町内のボランティアの方々の参画方法についてどのように取り組むかが課題の一つではないかというふうに町では考えております。

それから、報酬の減によりましてサービスを受ける保障がなくなるのではないかというような問いでございますけれども、今までは全国一律であった訪問介護や通所介護について、新事業に移行することによりまして介護事務所による既存のサービスに加えて多様なサービスが多様な主体により提供されます。利用者がそのサービスを選択できるようになるというふうに考えているところでございま

す。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そうやって施設は利用できるんだと言いますけれども、単価がもし安くなったら、ただでさえ介護保険からの補助が減ったことで事業所運営が大変だと言われています。一時期、そういうことがあったんです。それらのことも含めて、本当にそういう施設で単価の安くなった、安くなる可能性のある要支援の人たちを受け入れ続けられるのか。

現実的にそうですね。介護利用の限度額が介護保険の中では決められているわけですから、それ以上に今までもできることはなかったんです。だから単価の安い、要介護度の低い人たちをサービスで受け入れするよりかは高いほうが事業所運営にはいいと言われていました。これが今度は切り離されることできっぱり区別されるんですね。ある意味差別されるわけです。それが今度大きな問題だと思っています。

じゃ、もしそれがいろんな自治体によって独自の事業なんかで住民が安心して利用できるよということをやっている中ですよ、それが要支援事業、例えば介護保険の要支援事業から支給されるとはいえ、そういう国が言う上限を超した場合はどうするんですか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） 単価については先ほどお答えさせていただきましたとおり、今までは全国一律のサービス内容、要支援1の人が来たらこういうふうなサービス内容というふうに決まっておりました。それがサービスが5つあるんなら、本当に必要なサービスを選ぶことができる、安くできるというふうに考えております。そして、ほかの事業者さんがしていただける多様なサービスの中から必要なサービスを選ぶことができる。そういうふうなことで、今まで画一的なサービスの内容から、その人個々の皆様の必要なサービスを選択することによってそれぞれ皆様のサービスの料金を下げようというのがこの制度改革の狙いではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 介護保険というのは、いわゆる介護保険料は強制的に取られるようなシステムになっていますね。そこで払って、要介護認定を受ける。そういう中で、サービスを希望すれば必要な希望するサービスが受けられるということで始まったんですよね。今、切り離すことで希望するサービスがというと、僕

はちょっとおかしいんじゃないかと。それは課長の願望でないですか。そうは単純にならないように思いますよ。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） 先週の金曜日に要綱というんですかね、概要のようなものがまだ届いた段階で、それを読んでみますと、今そのように私のほうでは受け取れるというふうに考えております。また、その詳しいことのシステムの流れみたいなんで、どこでどのように介護保険を改正していくのかという細かいところまでは正直わかっていないのが現状でございますけれども、国の方針の内容を見ますとそのようなふうに私は受け取っております。

そういう要支援1、2の人たちを既定の料金でできなくなった場合、ひょっとすると課長はそんなことないんでないかと言ってますが、どうもそうではないようです。要するに、介護保険料の給付を減らすために厚労省はいろいろ策を練ってぼやんとした形で示しているところだと思うんですね。それは機密保護法も一緒ですけど。それを結果的に運用するときに曖昧なところを厳しくしていくというのは今までの例でもあったと思うんですね。恐らく、デイサービスなんかは今飽和状態と言われてますから、より介護保険、地域で、施設では要介護3以上が主体的に利用されるように、いわゆる特養なんかはなると思うんですね。そうなってくると、そういう人たちが、それ以前の人たちが地域でデイサービスや訪問介護を受けるようになれば、その需要が多くなる。

じゃ、人員が潤沢にふえる予算があるかといったらやっぱり削減ありきの方向ですから、そうなってくると単価の安い人たちをどうするかということでは町の独自の施設なんかの建設も、デイサービスなんかも飽和状態ですから、それらも考えていかないと、ある意味、本当に事業所にとってはそういう選択を迫られることで経営によりいいほうを選ぶと。これは必然ですよ。

厚労省から示した方向で、やっぱり一番欠けているのは、何を目的としてしようとしているかということが大事なんではないかと。そのかわり、本来で言ったら国民の思いとしては、将来の社会保障のためになら消費税の増税も仕方ないやろうと言ったのが、そこから金回さんと言っている。それはおかしくないかですかということなんですね。ただ、そこはどうも見解の不一致があるようですから先に進みますけど。

国の示すように要支援、特に主力の訪問と通所サービスを介護保険から外すということは、町にとっても大きな問題ですけれども、周辺地区で介護を必要とす

る人たち、それも在宅で頑張っている人たちにとっては、本当にセーフティネットになっているものが削減されてしまうということでこの先不安しか持てない。先の生活が見えてこない。これは報道の一般的な内容で、安心して暮らしていけるという報道は一つもないですよ。私は、今、新聞4紙読んでいますけど、その4紙の報道見てもそうはなっていないですよ。今のやり方では先が見えないと。これら高齢者の不安に応える町の体制はどうなのかということが今本当に大事なんで、今からぜひ考えてほしいと。

ただ一つはっきりしているのは、国は安上がりでやる方向として地域のボランティアでサービスを担えと言ってるんですね。それはわかると思うんです。ちょっと防災のところで出ていましたけど、自助、共助、そして公助ということになっていきますけれども、これ、単純にそう並べているわけじゃないですよ。自分で頑張れと。それであかんだら地域の人協力も得ると。だから以前とは並び方が違ってるわけです。公の力をどこで使うかということ、一番最後に行われたんですよ。責任の回避ということ。それらも社会保障のプランをどう進めていくかという中での論議の中ではもう既に論議尽くされているというのでそうしてきたの、それで安上がりで済んだということだったわけです。それと違う答弁していてもあんまりよくわからない。

本当に安心して暮らしていけるようにするためにはやっぱり支援事業で町が踏み出してやっぱりやり始めるとか考えるとか、いろんなことを進めていくために準備し始めることを今専門的にやらないとなかなかやっていけないんじゃないか。

それと、ボランティアさんてこの施設利用できるんですか。今介護保険でつくられた施設について。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） ボランティアが介護保険の施設を利用できるのかというご質問でございますけれども、国、県の方針が先ほど話しさせてもらった、出たばかりでどのようなボランティアが可能か、また地域住民との兼ね合いなど不明な点も多く、今後行政と地域包括センターが協力してこういうふうな、先ほどおっしゃいますシステムづくりを進めていきたいと考えています。

なお、自助、共助、公助ですが、この3つの柱によりましてシステムが構築されるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 最後に1つだけ。地域包括支援センターと一緒にあってつくっていくというのは、それは間違いですよ。地域包括支援センターは町のもので。だから町が主導的につくっていかないとできないということです。

国の方針は明確ですよ。地方自治体に要支援1、2のそれらの訪問介護とデイサービスについては任せますということですから、町が考えないとどこも考えてくれないですよ。その制度設計は町がしろということなんですよ。ただし、そこには上限を超えないように、少しでも安上がりの計画をつくれということが厚生労働省の示している内容ですから、そこはじっくり読み込んで進めてほしいと思っているんですが、その辺一言だけ。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） 先ほどから何度もお答えさせていただいておりますけれども、全国からの方針が今概要が出たばかりでございまして、平成29年度末までに地域支援事業が総合事業に移行していくことになっています。今後国や県やほかの市町村の動向などを参考に体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 最後です。僕は町長にぜひ聞きたいんですが、僕、今やりとり聞いていて町の担当と、僕は国の示している内容をそれなりにつかんでいて質問しているつもりです。ボランティアが本当にそういう施設が使えるのかとか、それはまだ示してないからわからないというんですが、そういう不安も実際あるんですね。

そういう中で、町長は当初、本当に今までのサービスが低下しないようにしていきたい。これは本当に大事なことで、自治体の長としてはしかるべき答弁だと思うんですね。

今やりとりを聞いていて、やっぱり準備の面でどうしていくかというところでは、僕は本当に大事なところに来てるなと思っています。そういう意味では町長としてどう考えているのか、一言。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今いろいろご意見いただいておりますけれども、国の考え方というのがまだ全て明らかになっていませんが、先ほど申し上げましたように、基本的に要支援者としていろいろな受けている部分をそういうものをサービスを低下させないようにすることがやはりこれからそれぞれ町独自で行うべきもので

あると考えておりますので、時期的にそういうものがどういう形で変わっていくかということも十分見きわめて、そういう中でそういう、例えばデイサービスなんかも今、聞きましたら200人ぐらい受けておりますので、そういう非常に多くの人も該当になっておりますので、そういうことも含めてサービスの低下にならないようにこれからきちっと進めていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） デイサービスや訪問介護というのは地域で本当に安心してはちょっとおいておいて、本当に苦しくとも頑張っていく、地域の人たちのやっばり生命線です。セーフティネットと言われておりますので、ぜひその辺は十分重点を置きながら考えていただきたいと思えます。準備もしてほしいと思えます。

2つ目の質問に行きます。町有の宅地、坪1万円で売却とはどういうこと、ということ質問を準備しました。

町が23年度末に坪1万円ほどで売却したとする松岡櫛32字下畑26の1ほかの町有地とはどこどこ、私はわかりません。そういう説明ではわかりませんでした。ということですが、この場所は五松橋南詰めの堤防を西へ150メートルほど行った九頭竜川の堤防の南側で、芝原用水との間の土地です。この土地は昭和61年5月に現住人と町が現清流地区内にある土地と不等価交換したことから、住民監査請求に基づいてこの土地交換契約が無効であると訴訟で争った、通称土地交換裁判で大きな問題となった土地でもあります。さらに、この当事者である住人は、この交換で得た土地で住むようになって以降も、当時分筆したり残地として残された土地を駐車場やまき置き場、自分の車庫を無断で建て、不当に占拠して今日に至っています。だからこそ、私は事あるごとに町有地は適正に管理せよと指摘し続けてきたわけであります。

ところがことしに入って、町内でこの土地を町は売ったとか、また買ったと言っているという話が広がってきたことから、先般ありました決算審査のときにこの売却について説明を求めました。それでも町からは、この経過や状況を詳しく説明することはありませんでした。ただし、他の町の普通財産の売り払いについては問い合わせにも詳しく割と説明してきていただいたように思っています。この差はということかということがまず一つ。

この売却に関しては土地の番地、売り払いに関する必要な資料説明を町議会にするつもりはなかったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） まず、ちょっと順番は違いますが。

まず、売却した土地でございますが、柵32字26番の1、185.50平米。同じく、柵32字26番の4、141.61平米。同じく、柵32字26番の5、23.83平米。窪40字9番の4、223.44平米。合計4筆で、面積の合計が574.38平米でございます。坪に換算しますと173.75坪となります。一応この面積が売却した面積でございます。

それから、なぜ議会にしなかったかというところでございますが、昨年の予算決算委員会におきまして普通財産の売却ということで説明をさせていただいたということから、資料といえますか、事務報告ですか、事務報告の中からこの面積、ほかでは記載してございましたが、売却面積及びその合計金額ですね、その金額を説明してきたつもりでございます。

なお、そのときにもどうしてそのようになったかということは説明してきたつもりでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 質問をするとき、事務報告、一般、その他ですから、番地もつけて、どういうものをつけて説明してくれと言わない限り説明はされないのかということだけ一つ聞いておきます。やっぱりいろいろ問題になってきたそういう土地については説明責任があるんじゃないですか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 事務報告もそうですが、あのときにはたしか、今ちょっと資料持っていませんが、決算書に出します報告書、成果表にも書いてあったかと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今年度の予算決算常任委員会の指摘に対しての町の説明によると、松岡町柵32字26番の1のほか、この面積計算すると僕は174.05坪かなと思っているんですが、約174万円、つまり坪9,983円。どうも1万円で売ったということになっているそうです。

ところで、この約1万円で売却したというその根拠はどうなっているのか。それはやっぱり疑問を示したときにはきちっとせなあかんでないか。例えば不動産鑑定をしていると言うけれども、鑑定はどの業者が行ったのか。

また、地下の構造物の調査はどういうやり方をしたのか。これらの撤去見積も

りも示して、鑑定書もつけた上で議会と町民には説明すべきだと私は思っているんです。町はどのように思っているのか、その根拠は何か示してもらいたい。どうしてその1万円になったのか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） まず、不動産鑑定を行っているのかということで、鑑定はどの業者かということでございますが、不動産鑑定は福井市内の不動産鑑定書ということで行っております。

それから、地下の構造物の調査はどういうやり方をしたのかということでございますが、これらにつきましては地下埋設物については退職された先輩職員の方にこういうものがあつたという形でお聞きしていますので、そういうものから構造物があるということで算出をさせていただきました。

それで、その根拠でございますが、どうして1万円になったかという根拠でございますが、この不動産鑑定におきまして出た金額につきまして、そこから先ほど言いましたようにこの構造物については我々のほうで算出したという形でございますが、その構造物を撤去する費用約230万ほどかかるんですが、その費用について撤去した、普通ならば更地で売るとというのが一般的かなというふうに思っておりますので、普通ならばそれを撤去して更地としてお売りするのが妥当かと思うんですが、撤去できないということからその分を金額から引いて売却したということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町の財産ですね。ですから、やっぱりそういう問いかけがあつたときは、それは根拠もつけてきちっと説明してほしいと思います。その鑑定書もどこでやったか、幾らになっているのかということですね。

ちょっとあれなんです、この土地の購入はいつで、幾らで買っているのか。この辺の町の所有地の状況も合わせて、図面もつけてやっぱり議会にはきちっと説明すべきでないかと思うんですが。

さらに、この付近の路線価は幾らになっているのかも聞きたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） まず、この土地の購入につきましては、平成23年度に売却しました土地も含めて、土地以外も含めて、昭和57年に1,199.75平米を2,900万円で購入をしております。

それから、この付近の所有地、図面も示せということですが、今ちょっと図面

できませんので口頭で説明させていただきますと、平成23年度に売った土地の計上について説明しますと、土地の購入者を取り囲むように、片仮名のコの字です。コの字のような形状になっております。

もう一つ、路線価ですね。この売却した土地についての路線価というのは、税務課に確認したところ、路線価は引いてございませんということでございました。

あえて路線価を申すならば、今回言った土地の芝原用水を挟んで反対側の土地、ちょうど木ノ下1丁目ぐらいになるかと思えます。ここら辺の路線価でいきますと2万3,300平米当たりでございます。ただし、先ほど申しましたとおり、木ノ下1丁目というのは区画整理もされて2車線の道路もあると、整備されている場所という形でございます。しかし、今回売却した土地については堤防の下ということですし、また道路が接してない、昇降路しかないというような場所なので、この路線価と比較するのはいかななものかなというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 聞いていて詳しい内容は皆さん見えないと思うんですが、幾らなんでも売り払うときには原価というものがあると思うんですね。それ、平米2万4,200円で昭和57年の11月に買っている。それを度外視して売にしても、坪1万円というのは。坪1万円ですよ。大方7万9,000円ぐらい、坪ね、で買ったやつを1万円で売るというのは理由にならないですね。

そこで、町の条例にはどう示してあるのかというのはご存じやと思うんですが、町条例では、いわゆる議会に付すべき契約、財産の取得又は処分に関する条例、これは土地の面積5,000平米以下については議会の議決は要らないですよ。ただ、公有財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例という中の3条には、普通財産の譲渡又は減額譲渡って書いてあるんですね。普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときはこれを譲与し、または時価よりも低い価格で譲渡することができる。この条件の中にはこれは入ってないですよ。一つも。つまり、不当に安く売ることにはできないということです。それ根拠も示さずに指摘されたことについてやっぱり答弁もなしに来てるというのは、それはもうおかしいんじゃないですか。その辺どう考えているんでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 条例の3条につきましてはこのように書いてございますが、ここに時価よりも低い価格で譲渡することができると。以下の文につきまして。あくまでも時価で売りなさいという形でございますので、時価が幾らである

かということで、たまたまそこへ時価を算出するのに不動産鑑定を使ったと。それからその中に撤去物があったという形で、時価を算出して売り払ったつもりでございます。

また、先ほど申しました昭和57年の平米当たり2万4,200円につきましては、これはもう30年以上前近くになりますので、土地の値段というものが途中でバブルもありましたし、最近は下落もしております。ですから、この金額で云々するのは時価ではないというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） この土地というのは過去に鑑定したことはなかったですか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 以前町有地を鑑定した記録があるかどうかということでございますが、調べましたが私のところにはございませんでした。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いや、土地交換裁判のときに2回鑑定しているんですね。裁判所の職権で一回は斎藤鑑定、立地カンテイというんですかね、というところでした。このとき出た金額が、これは61年の5月6日時点と60年の10月14日時点ということでしてあります。いわゆる交換契約を結んだときに1平米当たり2万3,000円。坪当たり7万6,000円ということで鑑定してあります。

ただし、これを不服とした町は、町幹部は、今回やられているという話ですが、林逸男事務所というところで鑑定を行っています。今度やった鑑定事務所と同じだという話ですけれども、これは平成2年の3月5日に鑑定書を出してきました。要するに我々の裁判所でやった鑑定が不服だということで町がやったんですが、それにも平米当たり2万3,000円ですね。同じ鑑定業者がやっている。今回町がやったのと同じ業者ですよ。それなのにどうして今になって昇降路が云々とかいうことで安くしているのか。経過とかそういうようなのをご存じなんですか。幾らバブルがあってもそんな坪、さっきの話ですと2万円ぐらいですか。2万円ちょっとで、坪ですよ、平米じゃないですよ。そこまで下がることはないですね。それは確かに芝原用水の反対側ですけど、アニスとはしか坪16万円ぐらいで買っているはずですよ。これは幾らなんでも譲渡、町が言う時価評価そのものがおかしくないかと。僕に言わせりゃ鑑定そのものがどこか見誤っていますよね、はっきりと。そこはまたどう考えているのか。また町としてどう対応していくのか

をちょっと聞きたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） あくまでも不動産鑑定をしたという形で、不動産鑑定が、今回鑑定した業者がおかしいんでないかと言われると、もう我々の仕事と違いますか、値段がもう全然根底から狂ってくる、そういうようなことはないと思います。あくまでもあちらも商売でやっていますので、そんな間違い、間違いと言うとおかしいんですが、違法な値段を出すようなことはないと思います。もし違法な値段を出すとしたらどこの鑑定書を信じればいいんかわからないような感じになってしまいますので、そんな世の中ではないというふうに思いますので、あくまでも我々のした鑑定士さんについては何ら、違法という言葉はおかしいですけども、何ら問題はないというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） あれもちょっと決算のときに言いましたけど、以前の町を担当していたことのある町議員に相談に行っているようですね。そこはいろいろ土地交換裁判で問題になった地面でもあるからちゃんと議会に相談したり説明せなあかんよと言われてたら、どうしてそれをしなかったのか。それ一言あればね。私、経過ありますよ。だって、そのときの鑑定書私持っているんですよ。裁判所で。

変な話ですけど、その前に林鑑定がやる前に裁判所の職権でやったこの斎藤、立地カンテイというのは、当時90万払って我々やったんですよ。私が金払ったんですよ。そんなある意味、経過があるのに相談もしないからこういうことになるんですね。

これ、本当にそういうようなのはどこに問題があるかって、副町長は聞いていてどう思いますか。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今の話題といたしますか、今回ご質問がございます土地につきましては、先ほどからお答えいたしておりますように57年に当時の建設業者さんからある人に売却して、そのある人から町が購入したと。何のために購入した土地なのか。どういう経緯があって購入しなければならなかったのか。その辺のところ、ちょっと残っている資料では定かではございません。

その価格が先ほどお話ありましたように、1,199.75平米を2,900万円ですか、それで買っているわけですが、その妥当性といいますか、根拠ですね。その辺も一切残っておりません。そういったこともございます。

あと、さっきから管理課長が答弁しておりますように、この売却に当たりましては、我々としては今の林鑑定事務所で鑑定をしていただきました結果、1平米当たり標準的価格、標準的画地の比準価格として1万7,000円ですよと。そこを個別的要因で割り落としますよということで、街路条件といいますか、そういった道路の幅員だとか未舗装部分があるだとかそういったことで割り落としをされました。また、画地条件ということで、間口が非常に狭いとか奥行きも使い勝手が悪いとかそういったことで総合的に割り落としが掛けられまして、1万7,000の42%で平米当たり7,140円というふうな鑑定もいただいているところでございます。

もう一つは、売却いたしました土地の下に埋設物があったと。当時の建設業者の給油施設というふうなことで聞いておりますけれども、それについても現在確認する方法としては、現在残っている職員では誰もわかりません。ということで、退職者に確認をいたしまして、間違いなしにあそこの下にほぼこのくらいの規模の、このくらいの深さのものが埋まっているということも確認いたしまして、それは監理課のほうで積算をいたしまして、そういったものを差引いて今回の売却価格になったということですので、一連の流れといいますか、手続的には私どもとしましては重大な瑕疵があるとは思っておりません。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 重大な瑕疵があるとは思っていないというんですが、僕は問題があったと思って質問しているんですが。この土地の経過については調査してあるんかどうかかわからんですが、私の思いではあんまり調査してないから鑑定書も出てこないんだと思っています。探せばどこかにはあるはずですよ。

過去に住民監査請求や訴訟で貯水場の大問題になった土地なんですよ。そのとき約360坪あったところのいいところを取って、その周りに残ったやつを今度買っているわけですよ。それはやっぱり議会にも説明しなきゃあかんのじゃないかと

それともう一つ聞きますけど、これ売る相手のことですが、例えば町の土地を不当に不法、占居をしている、また構造物をつくってしまったということなんですが、それが売却相手足り得る条件になるんですか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 昔の言動ですか、そういうことはちょっとわかりませんが、土地が形状的に、先ほど申しましたように片仮名のコの字になっている

ということから、特殊な土地だなということからとても売却が見込めないという形から、元町有地の隣接者に売却したということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） どうしても、いわゆる前に鑑定したことがあって、その鑑定から比べてもはるかに安い金額になっていると。中に構造物があるというんですが、どういう調査したんかというのも私聞いています。聞いただけではわかりませんよ。きちっと調査しているふうに僕は見たことないですね。毎週1回必ず通っていますけど。

それはおかしい話です。どうして議会に説明もないかという点では、第一は売却価格がやっぱり異常な設定となっていること。町内の宅地で坪1万円で購入できるようなところあったら、私聞きたいですよ。ここにいるいろんな、町民の中にも欲しい人はたくさんいると思いますよ。

2つ目には、その隣地の人、いわゆる今まき置いてあるところについては買いたいと言ったことあるんですよ。確認していますか。それ2つ目。

第2の問題では、売却先は交渉の相手になり得るのかということですが、さっき言ったように隣地、町有地の不当占拠、町道として設けた堤防してある土地に勝手に車庫を建てて町有地を不法、これは占拠ですね。町有地を自分の土地と交換した当時の町への対応、それは調べてます。調べてないでは僕は済まんと思うんですが。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 土地を買いたいということは私は何も聞いておりません。

まきが置いてあった土地を買いたいという話は聞いたことがございません。

それから、不法占拠というようなことですが、顧問弁護士とも一応相談はしまして、どのような方法がいいのかというようなことも相談しながら、この売却については進めてきたところではございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そう言えばどの人も相談したということで、過去のことはその弁護士も本来は知っているはずですよ。金井さんなら。それは町の弁護人でしたから。ただ、当時、家を建てることができなくなったという北地区内にあった180坪の地面なんですけど、その家を建てられなくなったから区画整理が進まなくて、その材料の損害分として200万円町によこせと。それができんのなら坪10万円で購入してくれと。当時三、四万の地面です。3万円ぐらいで買えた地

面です。だから180坪あったんですが、当時の町長は坪6万円でなら購入してもいいって持ちかけたら、ばかにするな、そんなら坪20万円やと言われたというんですね。大体そういう内容ですから、交渉相手になるはずはないですわね。これは当時の監査請求に、合併後、町の理事をした当時の担当者がちゃんと証言していますよ。そこらも本当はきちっと調べてやってほしいし、これは全然見えていないんで、鑑定書やその必要書類を示してきちんと議会で説明してほしいんですが。

そしてまた、それはそれなりのことをやらないと、町は千数百万円の損害こうむっていると思うんですね。鑑定だけです。その鑑定の額で今取引されているわけじゃないですよ。僕言っておきますけど。7万9,000円や8万円ではないですよ。買ったときのね。今は。少なくとも10万円以下ということはないでしょう、この辺。それ、おりる昇降路しかないとか言いますが、昇降路のおり口のところには共有地があるんですよ。和泉村の人と。そういう共有地があるということはきちっとした昇降路、道路があったということですね、認められた。建設省が認めた。だから不当な鑑定をするところに問題があるんです。

議会に、問題になっていることを含めて、鑑定士にも聞いて、それはこの鑑定書で、前あんなのとこ鑑定したんやけれども違うやないかということを示すことはしないんですかね。また必要な説明していただきたいと思うんですが。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 不動産鑑定でございますが、鑑定につきましては先ほども申しましたとおり、このいらした鑑定士さんがだめだというようなことは一切思っていません。それしますと、先ほど言いましたようにどの鑑定を信じていいのかどうかわかりませんので、あくまでも鑑定士さんは鑑定士さんで紳士的にやっていたらというふうには当然思っていますし、じゃそれが間違いやというような鑑定であったらその人の商売も成り立ちませんので、鑑定は間違っていないというふうには思っております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ですから、この古いきちっと林鑑定事務所、今回した鑑定事務所でやったやつも出してきて、こういうことをあんなのところ鑑定しているんやけれどもどうやということをきちっと聞いたらどうやと。

それと、関係した当事者から必要な書類を集めれば出てきますよ。私らもコピーなら持っていますよ。そういうことをしないのが問題ではないかと言ってるん

ですが、その辺町のいろんな財産の売却なんかもあると、声の大きいところに安く払い下げてしまうんでは僕は困ると思うんですね。そこはその防止策も含めて、責任ある立場の人から答弁願います。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 今申しましたとおり、まだ不動産鑑定につきましては、先ほども何回も言いますけれども、その鑑定が僕は間違っていないというふうに思っていますし、今後、今もこの売却については鑑定士をしまして、それから必要な分、更地で、先ほど何回も説明しますけれども、更地とするような、しなければならぬのをせずにそのまま売却したということで、正當にやったというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 副町長、そういう答弁でいいんですかね。町長も。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） この土地交換ですね。土地交換に係る当事者でございました金元議員さんね、当事者でございましたので、この辺は一番ご存じのことやったと思うんですが、この件につきましては平成11年ですか、最高裁のほうで結審されているということで、町といたしましてはこの件についてはもう結論が出ているというふうな解釈でございまして、詳細に議会のほうにご説明する必要があるかないかというのは、私としてはないというふうな判断でございました。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私、土地交換の裁判のことを言ってるんでないです。そのときにやった鑑定書がありますよ。やっぱりきちっと相談していただければ。きちっと相談してくれりゃ、そういう知恵はおかしますと。僕ら別にあれするわけじゃないですから。発掘せなあかるところもありますけれども、記憶の中には鮮明に残っております。

議長、現実的に、やっぱり時価相場と比べると異常に安い価格で販売するというのは条例でも禁止されています。そういうことを考えると、やっぱりきちっとした、根拠資料も含めて説明願いたいし、鑑定士についてはそういう鑑定を、以前には同じ事務所で行っているということもあるんですね。それが違ってる。幾らバブルがあったところといっても、それはむちゃむちゃな。昭和57年以前の価格に戻るといってはありませぬよ。農地じゃないんですから。そこらは議会としてもきちっと示していかないと。議会にも一言相談あればそういう知恵はかし

ましたけど。

○議長（伊藤博夫君） 今聞くとところによると、やっぱり最高裁でももう判決でたということで、町としてはもうこれで結審したということで今聞いたわけでございますけれども、それをぶり返して。

○3番（金元直栄君） いや、私が言ってるのは……。

○議長（伊藤博夫君） わかります。監理課の鑑定士に基づいて売却した。

○3番（金元直栄君） いやいや、土地交換裁判については終わりましたよ、そんなもんは。そのことを僕言ってるんじゃないですって。そのときに鑑定した資料があるのに、それよりか安くなっているのは鑑定士見落としてませんか。行政としてもそういういろんな財産の蓄積についてどう考えるんですかと。それをやっていかないと議会の経常機能というのは果たしていせませんよと言ってるんです、私。

○議長（伊藤博夫君） そういう見方もありますけれども、現実にそう安いと思うんならその鑑定士に聞けばいいんじゃないですか。

○3番（金元直栄君） 誰が聞くの。

○議長（伊藤博夫君） 金元さんが聞けばいいんでない。こっちはもうそれで妥当と思ってるんやで。

○3番（金元直栄君） どこで呼ぶ。

○議長（伊藤博夫君） 金元さん個人的に調べて。

○3番（金元直栄君） いやいや、そんなことできませんて。

○議長（伊藤博夫君） こっちは妥当として扱ってるんと。

○3番（金元直栄君） 議長はそういうやり方でいいかどうかで、そんなもん誰を呼べとかいうことは、それは言えません。

○議長（伊藤博夫君） 何で言われん。

○3番（金元直栄君） だからこういう鑑定書がありますよと言ってるんです。

○議長（伊藤博夫君） 私は自分なりに弁護士使ってやればいいんや。

○2番（滝波登喜男君） わかるように説明してくださいっていうことやろう。

○3番（金元直栄君） ほうや、私はそう言ってるだけや。それだけで、そのやりとりだけで質問時間が減ってしまうと私はかなわんです。

○議長（伊藤博夫君） 鑑定書出す、鑑定どおりに出せばあのとおりに払うとるやろうて。そんなもん、今の知らん言うて。

○3番（金元直栄君） いや、鑑定はおかしくないですかって。

○議長（伊藤博夫君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時 分 休憩）

（午後 2時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き再開いたします。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） やっぱり条例にのっとってその根拠もきちっと指摘されたときには示す姿勢が必要だし、本来でいったら議員の問いかけに対してそれらも教訓を学び取るということも含めて、いろんな教訓にしていってほしいと思うのに、それが見えないというのは、行政の側から積極的に見えないのは残念です。私は職員をいじめようとかそんなこと全然思っていません。ただ、しかしそういうことでかたくなになれば、そうなってしまうんですね。だって私たちが大きなれっきとしたお金を投じてやってきた内容でしたから、それは一言職員OBもちゃんと議会に相談すべであるよというアドバイスしたよと言ってるのに、それすらやられていないというんでね、それはそれでやっぱりおかしいなと思うし、そういう進め方が一貫してあるとしたらそれは問題だと思っています。

3つ目のTPPと本町の農業、地域経済はということで簡単に、もう時間がありませんので質問します。

安倍政権はこれまで米の価格安定のためにと長い間続けてきた、いわゆる昭和45年から続けてきた減反政策の廃止を含め米政策を根本から見直すとして、その内容を発表しました。この点については、町長も開会の所信の中で米政策の転換は本町にとっても心配だと表明しているところです。

しかし、これらの政策がどこから出てきているのかという点では、農業だけではなく薬価、医療、保険、軽自動車の税金の引き上げまで含めて、TPPとの関連、その線上で進められていることをきちんと言い続けて見ていく必要があると私はまず指摘したいと思います。

そこでまず、米政策の激変とも言われる中で、その内容とはどういうものか。また、飼料用米生産の補助金はふやすから米の補助は減らないと国は言ってるんですが、本町での飼料用米生産と、その補助の現状はどのような状況になっているのか、まず伺いたい。簡単をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまの米の政策につきましては、2013年から新

たに名称を変えました経営所得安定対策では、2017年、3万円まで米の直接支払交付金を時限措置として単価を順次削減しながら交付し、2018年で廃止するとしております。

しかしながら、5カ年をかけて米の交付金制度は廃止されますが、2014年からは農業者がみずからの経営判断に基づき、需要に応じた生産を行うよう、米の生産調整は維持していくとされております。

次に、飼料用米についてでございますが、現行の経営所得安定対策では飼料用米のほか、飼料用稲、米粉用の米が新規需要米として位置づけられており、10アール当たり8万円の交付金が設定されております。平成25年度における本町の新規需要米については、個人の2業者及び2つの生産組織が契約栽培で取り組んでいるところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。もう時間が来ていますんで。

○3番（金元直栄君） はい。この問題、また3月の議会で質問したいと思いますが、ただ、本当にこの政策がやられると本町における米を主体とした農業生産というのは維持されていくのかどうか、そのことについての試算をぜひ一度してほしいと思っています。

きょうはそれに答弁があればしていただきたいんですが、それらの試算について町はやるつもりなのかどうかについてだけきちっと答弁を求めたいと思います。

あと1分ありますので、また質問しますけど。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまの農業の所得の試算ということでございますが、今の現時点では国の方針等もはっきり明確に出ておりませんし、あと1月、2月に説明会が当然あると思いますけれども、その辺の状況を見てからの判断になるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 米の政策の問題は、結論から言えば、もし土地に、要するに農業生産が続けられなくなって経営を放棄すると。それで土地に縛られなくなったら、もうあとは仕事のあるところへ移住していただければいいですね。その土地に対してそれほど執着がなければ。そういうことになると地域そのものが没落していくと。限界集落、今は随分高いところにあるんか知らんですけど、それがどんどん押し寄せてくる。そのときに自治体としての存続そのものも危うくなってく

る可能性があるということで、それはいわゆる首長も含めて、しっかり試算の上、やっぱりどういう方向で行くのかを考えていただきたいと思います。

それに対する何か答弁あればお願いします。これが私の質問の最後だと思いますので。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 平成22年度の農林業センサスの中におきまして、本町の農業の平均年齢が71歳で、就業人口の全体の76.9%が65歳以上であるということと、今販売農家数が615戸ありまして、そのうちの95.6%の方がほとんどが農業以外の収入で兼業、零細な兼業農家ということで結果が出ております。

今後、農地を他の中心経営体に預けたり、後継者がいなくて離農する方がふえてくるということで、農業以外の所得があれば本町では自然環境も住環境もすぐれた町であると思いますので、住める町だと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 本当にTPPで農業破壊、これは地域破壊だけではなく、単にそれだけではなしに、いろんな医療や、本当に我々の生活、命に関係する問題が含まれています。本当にTPPについては自民党も公約のとおり、町長は党友だということですから、公約守ってきちっと立場を発揮してくれということを経常々発信していただきたいと思います。私は願っているところです。

以上で質問終わります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、14番、渡邊君の質問を許します。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） さきに通告しておきました4点について質問をさせていただきます。

いろいろとございまして、先に質問された議員と重複しているということがございますので、簡単に質問をさせていただきます。

まず最初に、今金元議員からの問題点知りました。ちょっと九頭竜川で言うと上流になりますけれども、神明2丁目の町営住宅の跡地でございます。町営住宅を解体しまして数年経過しておりますけれども、今どのような開発をするのかなということでございますけど。一応町長の言葉によると芝原用水を暗渠化して、その上を道路にしたというようなことも聞きまして、また九頭竜川の堤防からお

りる道路の昇降路を広くして通やすくしたいというようなことは聞いておりますけれども、その後の問題でどのようにあそこの空き地をしようとするのか、その内容等がおわかりでございましたらご説明を願いたいと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） それでは、神明2丁目の町営住宅の跡地について説明させていただきます。

松岡神明2丁目の町営住宅跡地約2,850平米ほどございますが、3月定例議会でも説明させていただいたとおり、この跡地は芝原用水、今現在です、芝原用水の国営の下流域、農業水利工事が進められていると。今議員仰せのとおりでございます。

芝原用水の工事は、お聞きしますと平成25年度末に完了しますが、パイプラインの上部整備については平成26年度末の工事完了というふうに農林課のほうから聞いてございます。

この問題は開発をどのようにするかということでございますが、この工事によって芝原用水も埋め立てられますので、町営住宅の街路樹、地勢なども変わってくるというふうに考えております。周辺環境及び地域条件が大きく変わるなというふうに考えております。その跡地の利用についてでございますが、今議員仰せのとおり堤防からおりてくる道路、これがどのようにつくか、また団地の中の道路がどのように整備していくか、整備されるかということによって大きく変わってくるかなというふうに思っていますので、芝原用水のパイプライン化が完了した後には全てを鑑みて宅地造成も含めて有効的な利用を考えていきたいなというふうに考えております。

○14番（渡邊善春君） じゃ、お聞きしますけれども、神明2丁目のあそこの町営住宅を解体したとき、その後をどのようにしようというような計画なしに解体を進めたんですか。

やはり解体した以上、あの土地はこういうような格好で開発していくんだというような方向づけがなかったのかなということ。私の町内のこと言いますけど、当時百数十戸、140戸ぐらいが町内にあったんですけれども、あの町営住宅含めてね。しかしながら、今は100戸を割るような状態でございます。町内はです、減りまして。そうすると、我々町内の自治体も運営も難しくなってくるんですよね。町が一方的に町営住宅解体したときに、みんな出したから少なくなっ

たというような状況なんです。だからやはり我々としてはあくまでも宅地として開発をして、そして新しい町民の方を受け入れたいという気持ちがあるんですよ。だから町当局がどのように開発をしていくのかなということを見守っておるんですけども、何年か宅地の後は草が生えるだけで、一時期は電力の工事現場ございましたけれども、その後は草が生えるだけですね。監理課も大変だと思うんですね。草の草刈りをするなんていうのは。それは草刈りするとしても、やはり町民の税金をかけてやっているんですから、やはり一日も早く町民の方が喜ぶような開発をしてほしいなということが私の思いでございますけれども、ひとつ改めて監理課長のご答弁を願いたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 仰せのとおり草も生えますのは大変でございますが、今ほど申しますとおり、あそこの土地、今現在考えますと堤防からおりてきて袋小路というんですか、通り抜けができないという形になっています。このまま、今のまま、例えば宅地造成で分譲しても使い勝手が悪いというような、やはり通り抜けができて、先ほど言いましたように6メートル道路、2車線の道路ができて通り抜けができるようなそのような道路がつかない限りは、今の袋小路ではなかなか利用勝手が悪いのかなというふうに思います。

今お聞きしますと上部利用、ふたですね。言葉悪いですがけれども、上の芝原用水を埋めると上部できるということになれば、そこから新たな道路ができるかなというふうな思いもありますので、そうなれば堤防から一直線で抜けられる道路ができると、当然4メートル道路とはいきませんけれども、2車線通るような道路をつければまた非常に利用勝手がよくなるんでないかなというふうな思いがありますので、やはり上部利用の完成を見て考えるべきではないかなというふうに考えております。

○14番（渡邊善春君） 私と監理課長との考え方が若干違うんですけども。私は、やはり芝原用水の上部を道路にしますよと。昇降路もこれだけ広げますよと。そしてこういうような格好になりますよと。しかし、こういうような計画あるんだけど、まだ芝原用水が上部ができておらないんだと。だからそれ改修するのでお待ちくださいねというような格好でやっぱり計画を出してほしいんですよ。

今の状況として荒地同様の土地になっておるんですよ。だから新しく進むことはできないと思うんですよ。我々の希望が持てないんです。だから、いずれ計画的に昇降路は何メートルにしますよ、芝原用水の上部道路は何メートルの道路

つきますよと。しかし、下が芝原用水なんだから、何トン以下の車しか通れませんがというような、そういうようなことまでやっぱり我々町民に知らせてほしいんですよ。そうすると我々も、今、うちの町内の若い者も希望を持って、うちの町内はこういうふうなすばらしいものができるんだと。すばらしくなるんだよと言うて希望を持って生活できると思うんだけど、ひとつ監理課長申しわけないんですけれども、そういうふうな夢の持てるような計画書を出していただけないかなと思うんだけど、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 夢のある宅地造成というふうな形でございますが、正直な話言いまして上部利用の道路がどのような、何トンまでいけるのかとか、ルートがどのようなのかというようなことが今のところちょっと私のほうに情報が入っていませんので、夢のあるような絵を描きたいんですが、なかなかそういうところも情報入れまして考えていきたい。前向きに考えて検討できないかなというふうに思いますが、今差し当たりとにかく上部利用の道路がどのようにつか、そういうことによって大きく変わるんでないかなと思いますので、その状況を見きわめたいなというふうに思っております。

○14番（渡邊善春君） やはりこの問題は一日も早く解決するようにしてほしいと。町内に老人福祉施設もございます。あそこはやはり救急車等も出入りする病院等に行くとき一番近いね。もともとあれそのものが病院でございますけれども、やはり医科大や県立病院に救急で走る場合があるんじゃないかなと思うんですよ。そのときやはりああいうような袋小路の中にあるんじゃないかめなんです。もっとストレートに行けるような施策を組んでほしいな。そうすればおのずからあそこの町営住宅の跡地はきちっとした整備をする必要があると思うんです。ひとつできるだけ、この問題でいつまでもああじゃこうじゃと言うてるの嫌ですから、やはり私も議会の中で言った以上は言いつ放しはだめなんですね。監理課長も聞き放しはだめなんです。だからできるだけ実行できるようにひとつご協力のほどをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） ただいまの渡邊議員のご意見につきましては真摯に受けとめまして、何とか頑張れるように頑張りますのでよろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） では、次の問題に入りたいと思います。

今、福井の松岡、当時永平寺町の警察署が福井市と合併するんですね。福井市警察署の中に入って、そのときに私が当時の福井署の方々にも言いましたけれども、やはり私のこの永平寺町が福井大学医学部、そして県立大学、そして専門学校が2校あると。そこに来られる方が若い若年層の方々が非常に多いと。そして私もよく通るんですけども、若い人が勉強の帰りでしょうか、夜の10時、11時まで通っておると。その間に危険だな、危険だなと。だから警察署の方をお願いしたのは、できるだけパトロールをふやしてくださいよということをお願いしたんですけど、警察のほうもできるだけパトロールはふやしますという約束をしていただきました。

そしてまた、ちょっと前になりますけれども、四、五年前ですか、松本町長がやはり御陵小学校のところに計画を持って駐在所をつくっていただいた。あれもやっぱり安心、安全のまちづくりのために非常に役に立っているんじゃないかなということをお私に思います。

そこで、今10時、11時、勉強した帰りに本当に薄暗いところへよく通っているんですね。若い人が。だから非常に、事件があったら大変だな、大変だなと私しょっちゅう思っているんですけどね。福井大学医学部あるいは県立大学等の学生の歩く道ぐらいは、もっと明るくしてほしいなというのが私の気持ちでございます。御公領を中心にもっと街灯をたくさんつけて、そして明るい歩きやすい道路にしてほしいなという思いでございます。

しかしながら、余り街灯をつけると農業問題でも問題が生じるおそれがございますけれども、そのところはやはり調査研究してもっと明るいまちづくりをしてほしいというのが私の思いでございますけれども、何かそういうような街灯というか、防犯灯についての計画があるのかないか、あるとしたらどのようにするのか、お聞きをいたしたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） ただいまの防犯灯のご質問でございますけれども、議員仰せのとおり、福井大学医学部や県立大学周辺は非常に学生の住んでおられるアパートが多いということもありまして、またひとり暮らしの女性も含めまして犯罪被害から守るというのは非常に大事なことでありまして、防犯灯の設置などというのは夜間の一定の明るさを確保するという意味では非常に重要だというふうに考えております。

特に今お話のありました福井大学医学部前から県立大学までの町道ですね。主

要道路であります町道につきまして、またアパートの多い御公領地区の町道におきまして、現地調査の結果、御公領地区内で既に電柱が立ってしまして防犯灯の設置が可能だというような箇所が2カ所ございます。それらにつきましては地元の区長さんと協議の上、設置に向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、福井大学医学部、福井県立大の周辺の、先ほどお話ありましたけれども農地が多いということで、これらにつきましても農作物等の影響はありますけれども、歩行者の安全確保というのは非常に重要であるというふうに認識をしておりますので、双方十分協議の上、設置に向けて今後努力していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今総務課長心得からの答弁ですけれども、大変結構な答弁だなという思いです。しかし、その防犯灯をつけるときに町内の区長、町内と相談して。当然町内と相談しなきゃならないんです。町内と相談すると、電灯料金はどこが持つんだと。私ども町内が持つんですよね。そうでしょう。町が持つてくれるんだといひんですよ。街灯はこちらでつけます、町でつけますけれども、電気料金や維持管理費は町内でしなさいよというのは大体普通なんですよね。だからやはり防犯灯は町がつけますよ。電気料金もこちらの町のほうで持ちますよと。しょっちゅうつけてるようだとやはりソーラーの防犯灯にしますよとか、何とかそういうような地元の町内に負担のかからないような防犯灯の設置方法ということを考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 防犯灯の設置には2種類ございまして、地元の自治会のほうから申請をいただいて防犯灯を設置する場合と、先ほどお話ししました町のほうから明るい通学路普及促進事業といいますか、通学路に関して町が主導をとりまして、主導権握りまして防犯灯を設置するというような事業もございません。

先ほど言いました2カ所につきましては町のほうで設置して、町のほうで維持管理をしていくということでございますので、そういうことをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今の本当に満足するような回答でございますけれども、本当かなって半分眉唾でございますけれども。

私どもの町内みんなそうなんですよ。町内で維持管理はしなさいと言うのが大体普通なんですよね。だからそのところをよく担当課として十二分に心得て、やっぱりつけるのも町がつける、やはり維持管理も町が持ちますよということでひとつ事業を進めていただきたいなと思いますが、最後に要望だけしておきます。

そして次の問題に入りたいと思います。

実は、私がことしの3月議会だったと思うんですけども、建設課長に質問をしています。永平寺町の緑と清流の永平寺町ということで、やはり九頭竜川の中に森があるのか、森の中に九頭竜川があるのかと言っていました。そして一日も早く中の立木の伐採をしてほしいと要望をしたところでございます。そしてきょう現在でございますけれども、おかげをもって志比塚のほうの一部伐採をして、五松橋の上流は3分の1ぐらいは伐採して大分きれいになった。きれいになったのはいいんですけども、まだまだ足らんというのが私の本音でございます。

しかし、これはやはり町がするんじゃなくして建設省に要望して、担当課長にこれお礼を申し上げなあかんのは、私さっき言いましたけれども、言いつ放しじゃだめだよと、聞きつ放しはだめだよと言ったんですけど、実行していただいて、若干なりともきれいになったと。今またくいを打ってございますから、まだ継続してしていただけるのかなと思っているんですけども、やはりその後の工事の進め方で建設省のほうから何か連絡あったかなかったのか、ちょっと聞きたいと思っておりますけれども。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 九頭竜川中州の立木についてでございますけれども、九頭竜川中州の立木につきましては昨年度から国へ要望し、五松橋の上流の中州で雑木の伐採、除根を5,300平米、46トンの廃材処分を実施させていただいているところでございます。

今年度も前年伐採を実施した上流の中州や両岸で約3,500平米の雑木の伐採、除根を11月よりやっております。東幼稚園のところから工事用道路を入れまして、今工事も進捗しているところでございます。

また、同じくこれ県にもお願いしまして五松橋の上下流、これ10メートルは県の管理部分ですので、どうせやるんなら県にも一緒にお願いしたいということで、県のほうにもお願いいたしまして、量はそんなに多くはないんですけども

4カ所の雑木伐採を行いまして約200平米、こちらのほうは3トンの廃材処分を11月末で完了したところでございます。

雑木伐採の整備につきましては、自然環境の保全、動物愛護の観点も含めて計画することになりまして、全て雑木を伐採するというわけにはなかなかいかない部分があるかと思えます。しかしながら、やはりこれは生活する上で人々が生活する景観等そういったものを十分守っていくことも必要でございますので、今後とも松岡地区の景観や昔の九頭竜川を取り戻すような働きかけを今後も継続的に国に力強く要望をしまいたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今の中で九頭竜川の例えば五松橋上流の右岸ですね。右岸と申しますとマレットゴルフ場のほうですけれども、今ずっと数日前ですけれどもくいを打ってある。これ切るんかなという思いですけれども。またそのようないい情報ありましたらお知らせを願いたいと思います。やはりきれいな川を見ながら生活できるような。ここをいつも副町長は散歩されている場所でございますからよくご存じだろうと思えますけれども、よりよい九頭竜川を、景観のよい九頭竜川にしてほしいというのが私の気持ちでございます。

そして次に入ります。4問目でございますけれども、これはさきの7番議員の川治議員との重複でございますけれども、ことしの大燈籠ながしがございまして、前日は物すごい雨降りで、川治議員からもそのように指摘されましたけれども、私どもも靴を履いていけばいいんか、長靴を履いていけばいいかどうしようかなというような気持ちでございましたけれども、やはりあそこは生涯学習の場でもあるんですね。あの公園は。永平寺町の、特に永平寺地区の町民が学校教育あるいは社会教育に十分に利用するためにはあのような公園ではだめだろうと思うんですね。やはり排水だけはきちっとしてほしいなという思いでございます。しかし、排出するには余りにも広い土地でございますから大変だろうなという思いでございますけれども、やはり何期かに分けてもいいですから、町民が楽しく運動できるような、少々雨が降ってもできるような公園にしてほしいなという。

排水するときには下は川ですから幾らでも流れてもいいと思うんですけども、やはりたまっているんですね。あこどういわけですかね。やはりいろいろ問題があったんかもしれませんけれども。ひとつ今後のあそこの公園の整備を考えておられるのかおられないのか。

川治議員の質問に対しては何かやるというようなことですが、やるような計画的に何年ぐらいかかるのかなということで、ひとつできたら。そしてやはり雨はいつ降るかわからんですから、毎年永平寺町の一大イベントである大燈籠ながしをやって、町民も町内外から、県内外からね。

○議長（伊藤博夫君） 渡邊さん、これ重複した話やで、川治さんとの。

○14番（渡邊善春君） はい。だからできるだけきちっとした公園にしてほしいなという思いでございますが、改めて答弁を願えればありがたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） これにつきましては川治議員さんにもお答えしたとおりでございます。

それで、やはり今議員さんも仰せのとおり、社会教育あるいは学校教育としてご利用いただいている皆様、それと年一度ですけれども大きな大燈籠ながしの会場ということで、まず一遍にはなかなか難しい部分でございますので、とにかく、本部席なんか特にひどいところございましたので、そういったところから整備を進めてまいりたいと考えておまして、今後もそういった形の中で余暇の活用とか体力増進のために永平寺の河川公園をご利用いただくように整備をさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今言ったように、できるだけよりよい公園にさせていただきたいなと思います。そして今もう12月10日過ぎまして師走でございますけれども、あと20日間するとめでたい新年を迎えるということです。町職員の皆様初め、町民の方々がよりよい年を迎えられることをお祈りしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

3時20分まで休憩いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

（午後 3時09分 休憩）

（午後 3時20分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、滝波君の質問を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 私のほうからは通告してある3点について質問をさせていただきます。歴史的建造物を核としたまちづくりを。2つ目に、道の駅と健康福祉施設の相乗効果とは。3つ目に、「住民参画システムの確立」の達成度はということであります。

初めに、歴史的建造物を核にしたまちづくりということであります。

この質問は、具体的には2つあります。一つは永平寺口駅周辺整備事業、もう一つはふるさと創造プロジェクト事業についてであります。

大本山永平寺の玄関口としてえちぜん鉄道永平寺口駅周辺を整備しています。主に道路の整備とにぎわい創出のための整備等であります。今議会の補正予算で計上されています旧京都電燈古市変電所、通称レンガ館の整備についてであります。

町は当初、レンガ館を内部利用もできるようにという改修方法を示し、地域の方からも活用していただくよう要望をするとともに、駅周辺のシンボル、にぎわいの拠点として整備する予定でありましたが、改修費用がかかり過ぎるということで外観保存のみというふうに決定をされました。改修案によりますと、外観保存の工事費が約4,430万円、工期が5カ月から6カ月、内部利用改修の工事費は約1億5,200万円、工期が9カ月から10カ月ということであったと思いますが、また内部活用によると将来にわたる維持管理費もかかってくるというデメリットを示されて断念をしたわけですが、それでよろしかったんですね。確認だけさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 8月19日の全員協議会でお話ししたとおり、内部の利活用なしという点ではその当時の概算表としては4,430万ということでございます。ただ、外観保存プラス内部利活用につきましては9カ月でなしに、全体工期としては2年半ほどかかるということでお話をしたと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それで、まずはコストや、いわゆる工期だけで判断しているのかということであります。大本山永平寺を訪れる方が永平寺口でおり、バスまたは跡地遊歩道を歩いていく。その方々に魅力ある駅周辺にするためにどうすればいいのか。確かに外観保存だけということは、表現は悪いですが、昆虫の標本のようなもので、建物の中から明かりがつかたり、しゃべり声が聞こえたり、

音楽が流れたり、おいしい香りがしたり、美しい写真があったりというようなことになれば、そこにはあたかもレンガ館に命が入ったようなもののように魅力が出ると思います。そういったことを求めて人々は集うのではないのでしょうか。人が集まるにぎわい創出の仕掛けとは一体どういうことをお考えでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） その前に、先ほどの件で1つだけ。議会に上程しました保全につきましては、工事費用といたしましては5,340万7,000円。それと詳細設計管理につきましてはこの前315万円計上しているということで、合わせますと5,655万7,000円となります。これにつきましては、また予算決算常任委員会でご説明させていただきたいと思います。

まず、にぎわい創出の仕掛けについてでございますが、現在、東古市地区のまちづくり協議会を中心といたしまして既存駅舎の利活用など協議をしているところでございます。一つに、東古市地区まちづくり協議会、また壮年会を中心に既存駅舎の周辺におきましては清掃活動とか、LED電飾によるイルミネーション、1番線ホームに揺らぎLEDの灯籠を設置して、えちぜん鉄道利用者に対しましておもてなし活動を行っております。

また、えちぜん鉄道を交えまして既存駅舎の利活用につきましては今後どのように活用すればよいのか協議を行っており、えち鉄521のプロジェクトのイベント活動も定着して実施しているところでございます。

そうした中で、2つ目にレンガ館を永平寺口駅のモニュメントとしてシンボリック的存在にするためにLED照明によるライトアップ、説明板の設置を計画いたしております。

また3つ目に、レンガ館周辺広場、これはロータリー道路内の広場と公園、また一部通行どめして道路を使用した場合でございますけれども、合わせて約1,500平方メートルの面積がございます。その空間を利用いたしまして多彩なイベントの活用、ベンチ等休憩所としての整備、またこれにつきましては子どもたちも遊べる遊具などを設置いたしまして計画をいたしております。

また4つ目に、新駅舎の中に、今発注して工事かかるところでございますが、この駅舎の中にデジタルサイネージなどによりまして観光案内を中心に行政情報の提供なども考えております。

また5つ目に、今の永平寺口跡地遊歩道のほうも整備をいたしておりますけれども、そことの連携も考えており、永平寺口駅周辺一帯のにぎわい創出を行って

まいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） なかなか言うは易きであろう形ではありますが、まちづくりは人づくりと言われるように地域住民が理解し、協力し、そして自主的に活動しなければなかなか得ないことだと思っております。当初、レンガ館の中の利活用というふうに町のほうでは説明していたと思われませんが、その後変更したときに町民の反応はいかがだったのでしょうか。

それと、旧駅舎の利活用ということで、これについても耐震補強あるいは維持管理費はどのように見ておられるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まだレンガ館の完全保存して内部利活用した場合に、今のレンガ館は151平米あるんですね。そのうち内部利活用をした場合の補強工事を考えますと約半分、75平方メートルしか使えないということで、利活用には向いてないということで地元の東古市まちづくり協議会にもお話をさせていただきました。まちづくり協議会としましてはレンガ館の活用につきまして地元に対しましてアンケートとかいろいろとったんですけれども、そうした中で町といたしましては既存駅舎の利活用もあるということで100平米以上のちょっとまた内部利活用になると思うんですけれども、そこで考えていただけないでしょうかということでご理解をいただいております。そうした中で、現在、地元東古市まちづくり協議会との話し合いを定期的に行いながら事業を進めているところでございます。

その中で、毎年、地元協議会によって行われておりますえち鉄521プロジェクトや遊歩道を利用したウォーキング大会など、地域住民が主体となりまして開催できるイベントを行って地域活性化を図っていきたいと考えております。

また、現在のえちぜん鉄道にも協議に参加していただき、また地元の協議会と協力しながら、既存駅舎の利活用や運営法について今現在協議しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ということは、既存の駅舎の耐震補強あるいは維持管理というのは特に町としての持ち出しはないということですか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それにつきましては予算今年度計上してありまして、耐震補強と内部の改修につきましては今からやるところでございます。予算計上はいたしております。

たしか約900万ほどでしたかね、2つ合わせて。金額ちょっと忘れましてけど。済みません。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それと、当時この事業を行うときに費用対効果調査というのはたしかやっていませんでしたか。それがなくても、例えば現在のえち鉄の利用者数をこういうにぎわい創出のことでこれぐらい乗降客を上げたいと、アップしたいという何か目標値のようなものがどうなっていますか。わかりませんか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 済みません、資料ちょっと持ち合わせてなかったの、申しわけございません。また後ほど機会あったときにお知らせしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それともう1点だけ。これは住民の方からお聞きしたことなんですけれども、本山へ向かうときに、いわゆる鉄道で来られたお客様が福井で宿泊をし、そしてえち鉄を利用して本山へ行こうと思っても、えち鉄は早い時間にあるらしいんですが、バスが都合のいい時間がないということで、結局タクシーを使わざる得ないと。多分、ホテルからタクシーを使っているんだろうと思うんですけれども、そういうお客さんが何人かいらっしゃると。こういうふうな改善をしてほしいというのはホテルの方からの申し出がありましたので、ぜひ何か一考していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、ふるさと創造プロジェクト事業ということで、仮称ルーツ館を中心とした事業のことですが、私のほうはハード面で少しお話をさせていただきたいなと思っております。

旧松岡村役場ではありますが、これは非常に歴史的価値の高い建物であり、以前新聞にも大きく記事掲載されたということでもあります。この事業の目的の中に「ルーツを学び伝え、地域に対する愛着や誇りを取り戻す」とありますが、旧役場を残し活用することが私たち先人が苦勞して努力してつくり上げた旧松岡、この役場でさまざまなまちづくりが、あるいは事業が展開され、今日の町があると思う

と愛着や誇りも少しは取り戻せるのではないのでしょうか。そういった意味でもこの歴史ある先人が苦勞してつくり上げた建物から学ぶこと、あるいは得ることが多いのではないのでしょうか。ぜひともこの建物を利用すべきだと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず、この織物会館でございますが、昭和3年の建築物で、残すためにまず改修した場合の事業につきましては、これにつきましてはまず織物組合所有の建物でございますが、詳細設計はしておりませんが、この建物を残した場合の事業費でございますが、建物の保存、それと耐震化、土地の有効活用のための、今前のほうにあるんですけれども後ろのほうへ引き家した場合、それらも含めまして見積もりをちょっと依頼しましたところ、概算でございますが1億5,000万円はかかるとのことでございました。

また、残す方向で考えられないかということでございますが、この織物会館につきましては消費者でございます松岡織物協同組合が老朽化が著しいということから、周辺住民への不安解消のため織物会館を解体撤去し処分したいとのことでございます。このような中で、今回、もし更地となった場所におきましては地域の活性化、またまちづくりのため、町のほうで利活用していただきたいとお話ございました。町といたしましては、織物組合の意向も踏まえまして残すべきか建てかえるべきかの方向性を考える上で中核施設としての役割を十分果たせるか、また多様な使用法は可能か。例えば多彩なイベントへの対応、物産品の販売スペースの確保、喫茶店等飲食スペースの確保、山車などの展示スペースの確保、多目的会議室の確保、ハーブ演奏会の開催が可能かの検討を行いました。

既存の建物は、まず改修を行ったとしても耐震補強工事等により内部に補強の柱や補強壁が必要となるために、特に間取りの面において利活用が困難な状況になるため、町といたしましては織物組合が建物を解体撤去し更地となった場所におきまして新たにデザインや意匠的なものを継承した建物を整備したいと考えております。

以上であります。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 私の友人で南越前町今庄地区でNPO法人旅籠塾というもの設立に携わり活動しているものがあります。この旅籠塾は、宿場町であるこの今庄地区に若狭屋という旅籠がありました。かなり老朽化をしていた建物ですが、

何とか残したいということで建築関係の方あるいは地元の方が協力し、家主から借り受けて活動をしております。建物の改修を福井高専の学生や県内外の大学生に手伝ってもらい、勉強も含めて改修をしたり、あるいは手づくりパンとコーヒーのショップを出し、訪れる方の憩いの場として提供をしております。徐々にですが人がにぎわっているということでもあります。

このように歴史的建造物一つでもこれだけ魅力あるものになり得るということでもありますので、壊したらもう再生はできません。一瞬のうちにその貴重なものがなくなってしまいます。ぜひこの松岡地区に町民や、あるいは訪れる方が気楽に集える場としてこの歴史的建造物を残すべきだと考えております。ぜひご一考をしていただきたいと思いますが、ぜひ町長のご意見をいただきたくないと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） いろいろと今申し上げておりますけれども、基本的には建物をシンボリックに残すかということでもありますし、またもう一つはそういう価値のある建物ですけれども、やはり中をどのようにして使うかということも非常に大事だと思っております。その辺が一番苦慮しておるところでありまして、今、中ですとあそこ見にいきますと2階がホールになっていましてがらんとしているんですけれども、とても耐震には耐えられないということで、外の っ
て今は言わんと思うんですけれども、そこらは昔のままと言うことはできるんですけれども。ただ、そういうシンボリックに眺めたり、昔の建築ですからということで生かすのか、あるいは中にいろんな今申し上げましたように多様な取り組みができるということが、間取りなんかも含めてするということが非常に大分使い方が変わってくると思っておりますので、その辺を十分今検討をしております。

それで、同じそういう今の昭和3年ですけれども、ああいう建物というのは外観は幾らでも複製というんですか、そういう形はできるということですが、その辺が一番これから問題だと思っております。

ただ、今庄のお話聞きますと喫茶店なんかもいいなと思っておりますけれども、祭りの山車なんかも置きたいなと思っておりますし、例えばそういう喫茶店的なことでもしたいと思っておりますし。ということからあらゆる角度から町民の皆さんが親しんでいただける、それからまた天龍寺とか松岡公園とかいろんなそことの関連性も持たせたいということでもありますので、今その辺が一番のところでもありますので、議員さんのお話も十分わかりますので、これから残すとするとどういう形、

あるいは残さないでおくところという形。

ただ、織物組合は何か横なんかも非常に危ないって言われていまして、今でも壊したいということは織物組合はおっしゃっておりますので、あれたしかうちの名前言うとキモトさんのうちなんかあって非常にもうどうもならんというような話も聞いていますので、その辺もありますし、そのところが一番。今、東古市行きの変電所のあれはもう見ないということでシンボリックに置くということですので、中もなぶらんということですね。そうしますとそれはいいんですけども、中に入っているんな、例えばハーブのコンサートなんかしたいなと思うと完全に間取りはもう全然別になってきますし、そういうことも含めて多様な使い方をするのにするのにどういうことがいいかということも今検討しておりますので、またお知らせしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 確かに横の面も傷みがひどいということで、残すんならばそれも全部解消してということになると思うんですけども、ぜひその方向も含めて考えていただきたいなと思います。

また、ソフト面については、先ほど午前中松川議員が質問されておりましたので私のほうからは省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。道の駅と健康福祉施設の相乗効果とはということですが。

まず、道の駅についてご質問させていただきたいなと思います。

道の駅は25年度に基本設計の策定、検討委員会の立ち上げ、詳細設計、そして26年度から造成及び建築工事の実施が予定されていますが、今現在の進捗状況はどうなっていますか。県の認可も含めてご報告をいただきたいなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 道の駅の進捗状況につきましては、現在、県のほうで地形測量及びレイアウトの設計業務、それと地質調査業務、それと休憩所の詳細設計の業務を行っており、町では協会確定の部分については6月の補正で予算をお認めいただいておりますので、そちらのほうの完了をしているところでございます。

現在、あらゆる角度から道の駅整備検討委員会におきまして構想について検討を進めているところでございまして、今後詳細なところにつきましてはまだ今のところ大きく進捗しているというところではございませんので、今後新たな26

年度の新年度予算でまた詳細設計のほうの予算をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） そこで、道の駅の建設により健康福祉施設の誘客に相乗効果があるというふうに言われているんだろと思いますが、ただ、健康福祉施設永平寺温泉の目的は町民の健康増進、余暇の活用、介護の予防であります。確かに永平寺温泉のこの施設を黒字運営するには利用客数が問われるわけですが、本来の目的からいえばどれだけ町民に利用していただくか、活用していただくかというのが大きな問題になってくるんだろと思いますが、目指すところだろと思います。健康福祉施設ね。

それで、町長は町政報告の中でありましたとおり、永平寺温泉の利用者数が先月3万人ということでありましたが、そのうち町内の利用者数はどれくらいあったのかというのをぜひお知らせをいただきたいなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 済みません。正確な資料は持ってきておりませんが、指定管理者の報告からいきますと町内の利用者数は約6割というふうに聞いております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりました。

それと、道の駅の建設に係る件であります、町の負担額、ある程度施設もつくらなければならないと思いますが、その負担額あるいは施設の維持管理費はどのように見込まれているのか。概算で結構ですのでわかったら教えていただきたい。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 先ほどもちょっと予算のことに触れさせていただいているところでございますけれども、詳細設計を永平寺町のほうでは地域振興施設の部分が町の担当部分ということで、それにつきましては先ほど26年度の予算をお願いするという計画をもって詳細設計の中で積み上げていきたいというふうに今考えているところでございます。ただ、大体の建設の費用、これはあくまでも概算でございますが、7,000万程度予定をしているところでございます。

それと、維持費とか運営費につきましては、今後検討委員会でもいろんな議論がなされるだろうと思っているわけですが、県内の10の施設を参考に言

いまして、指定管理者の制度の契約の内容によっては非常に大きく異なっておりますので、余り参考にはちょっとならない部分もあって、今永平寺町の道の駅についてはちょっと詳細なところについてはまだそういったような管理の運営に左右されるのではないかなということ、またそちらのほう決まり次第、また議会の皆様にご報告をさせていただきたくらいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりました。

道の駅も指定管理者制度で指定管理料がかかってくるということでもありますね。永平寺温泉も指定管理費用が大きくかかってくるわけですから、それが逆に多くの町民が利用していただかなければその相乗効果にはならないわけですから、町民ということでぜひ絞って特に温泉の利活用の運営をお願いしたいなと思っております。

何か町長、ありますか。ないですか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 道の駅をあそこの横に今つくるんですけども、今申し上げましたように、町が受け持つ部分は産業振興施設ということで7,000万ぐらい、ちょっとまだ数字は変わるかわかりませんが、そういうことを考えています。

今県のほうでは設計やっております、設計も1,000万ぐらい使っていますし、県のほうは1億7,000万ぐらい予定しておりますので、それはまた変わるということです。そうすると敷地全体で2億幾らになるんですか、2億5,000万ぐらいになると思いますので、そういうふうな規模のものができると思います。

温泉との考え方ですけども、非常にあの温泉は今申し上げましたように町内の方が6割、町外が4割ということあります。ただ、道の駅といいますのは車の駅でありますので、町外にしましても遠いところから来たりするということが多くなるかもわかりませんが、そういう方がご利用されるということでもありますので、その辺の相乗効果も含めて町内の人も気軽に行けるそういう道の駅にしなければならないと思っておりますし、これからやっとな道の駅をつくることのできますので、十分地域の永平寺の活性化につながるようなそういうものに移行したいと思っております。

これからいろんなことが出てくると思いますので、そういうことも含めてまた議会のほうへはお示しして進めていきたいと思っておりますので、今のところは検討委員会も2回開催いたしました。それで、26年、27年、27年度ぐらいに完成させたいということですので、検討委員会の中にも詰まってくると思いますし、それからこれからどういう形で進めていくかということも出てくると思いますので。建物にしましてもどんな建物にするかということもこれから設計を組んで検討するということですので、あそこの地域に合うような建物にしたいと思っておりますし、福井市に近い道の駅でありますので斬新な道の駅にしなければと思っておりますので、また議会にお話しさせていただいて進めていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今ほどの町長のご答弁でもありましたとおり、一番危惧するところは永平寺温泉の、何回も言いますけれども永平寺温泉は町民の健康増進、余暇の利活用、そして介護予防という大きな目的があります。そのことが主ということを考えれば利用者の大多数が町民であってほしいということになるわけがあります。仮に道の駅が来るということになりますと町外の方が大多数になると思います。その方々が相乗効果で温泉を利用するのはいいわけなんですけれども、そのことによって町民が利用しにくくなりほしくないかと。そのことによって運営業者が町民にこだわらずに誘客を進めるのではないかとということをお危惧するわけです。温泉の目的をきちっと持ち続けながら、こだわりながらぜひ運営をしていただきたいなと思います。

最後の質問に移ります。「住民参画システムの確立」の達成度はということですが、以前より町長は公約に住民参画システムの確立をということをお挙げまいりました。そして、2期8年が経過しようとしている現在、その達成度はどのように考えていますかということになります。ぜひわかりやすくお願いしたいなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） ただいまのご質問の住民参画システムの確立ということでございますけれども、これまでに各種計画や事業につきましては計画立案の段階から住民の皆様方の参画を推進するという事で各種の審議会や委員会及び検討委員会など女性の方の参画あるいは若者の参画といった参画機会の拡大を図ったり、パブリックコメントの制度を活用しまして住民の皆様のご意見、ご要

望を踏まえた計画の策定を進めているところでございまして、住民参画のシステムの確立というような仕組みということにつきましては十分達成できているというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 例えばシステムの確立ということですから、例えばそういう各種計画のつくり上げる段階から検討委員会あるいは策定委員会ですか、住民の方を登用していくということですが、その登用の仕方ですね。仕組みができていくということですから、例えば公募にするのか、あるいはそうじゃなくて違った方法でやっているのかというそこまでの仕組みというのはつくられているんですか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） それぞれ審議会あるいは検討委員会等のその設置の目的等にもよりますけれども、公募といった形もあるかと思えますけれども、こちらの既に委員さんのほうを選定させていただいて参画していただくというような形もっておりますし、その目的によっていろいろあるかと思えますけれども、今後はそういった公募という形も含めてそういった参画する手段としてはあるかなというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） やはり仕組みをつくるということですので、ぜひそこまで仕組みを考えていただけたらなと。いわゆる住民が参加していただくということですから、特にアトランダムにぜひやる気のある人を登用するというのが一番の目的達成に近くなるのではないかなと思っております。

それと同時に、例えば希望のまちづくり委員会でしたっけ、あるいは町長の炉端トークとかって、ああいうやつもこの参画システムの中に入っているんですか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 今議員さんおっしゃいましたとおり、希望の永平寺（まち）創造委員会等もこの参画システムの一つの仕組みといいますか梓づくりの中に入っていると思えますし、それ以外に町民の皆さんが行政運営に参画するというところでいろいろほかにもあると思えますけれども、今言った地区別町政懇談会とか、そういったものもありますし、輝く女性永平寺会議といったようなこ

ともそのシステムの一つだというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） であるならば、例えばそういったところでどういう意見が出て、それをどう町政に反映したかというようなことまでもぜひ報告をいただきたいなど。要するに透明にしましょうと。参画システムというところではそういう策定委員会や検討委員会に登用していくということも一つですし、そういった地域に出かけていろんな意見をいただく、あるいはまちづくり委員会ということで意見をいただく。それらをどう町政に反映していくかということも含めて、やっぱりオープンにして、逆に住民の方にこんな意見が出た、こういうところでこんな意見が出たというようなこともオープンにしながら、やっぱり住民が少しでもみずからまちづくりをしていると、あるいは参加していなくても見るだけでもそういったことに触れるあるいは少しは考えるといったことが大事なんではないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 今ご質問のオープンにするといった点でいいますと、例えば景観まちづくりワークショップでありますとか、そういったものにつきましてはそういったまちづくりのそのワークショップ終わった後にそういった結果報告ですか、そういったチラシ等の配布も行っておりますし、そういった形でオープンにされて、透明にされているというような審議会もあると思っております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ケーブルテレビもありますから、ぜひそういったことも利用しながら、やはりオープンな論議の中でまちづくりをしているんだという姿勢をぜひ示していただきたいなと思います。

それと、これは川崎議員も言われておりますが、まちづくり委員会、すなわち振興会とはダブるんでしょうけれども、やはりみずからが町をつくっていくことでもあります。合併した市町ではよく自主組織ですか、住民の組織をつくりながらなかなか行政はコンパクトになりますからその分地域住民が一緒になってまちづくりをやっていくということで、まさに協働というところで組織をつくってやっていっております。これはなかなか黙っていてもできませんので、行政が仕掛けていかなあかん部分だろうと思います。現在5つできているということですが、できていない地域についてもぜひつくって、これからのまちづくりをやっていかなければならないのではないかなと思いますが、その点については

いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 住民参画のシステムということで、初めお話出ましたように、希望の永平寺（まち）創造委員会もつくっております。これにつきましても、今、二十二、三人だと思いますが、3つの地区から7人ぐらいずつ来ていただいております。途中で公募したこともありましたし、若い人、それから女性の方、いろんな形で考えてやっております。

特に先日、近く行った内容につきましては、定住の促進についていろんなご意見をいただいております。またその前は、元気な高齢者をつくる方策はどういうものがあるかということもやっております。非常にいろんなご意見いただいております。

それから炉端トークも年何回かやっております。これは本当に町民の声がじかに聞けるということでありまして、また町のいろいろなこともお話しできる機会でありますので非常にありがたい機会だと思っております。

今いろいろなこういう機会がいっぱいあるわけではありますが、特にそれぞれの専門的なそういうふうな取り組みをやっていらっしゃるそういう組織もありますし、そこも出向いていきますけれどもそれもありますし、先ほどありましたように、振興会的なのをつくるということもあります。特に永平寺町におきましては3つの地域が合併いたしました。それぞれ小さい単位の町ですけれども、やはり全部これまでの歴史とか文化が違っておりまして、上志比には上志比の地域性がありますし、それから永平寺におきましても南地区は永平寺のお寺へ行くそういうところの地域がありましたし、北地区におきましてもありますし、中地区におきましてもそれぞれの形があります。松岡にしましても吉野と御陵はちょっと違いますし、町の真ん中も違っておりまして、いろいろ特性を生かしたまちづくりを進めるためにこれからもそういういろいろな形で住民の皆さんの声を聞いてそういうものが反映できて、そしてそれを確実に実行していくという体制をきちっととっているところでありまして、これからもさらに町民の声を聞く体制といいますか、そういうものをさらに強くしていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今町長の答弁聞きまして非常にいいことを、住民の方からいろいろご意見を聞いているというのはわかるわけですけれども、ぜひそれを、何回も言いますが、やっぱりオープンにしたほうが、あるいはPRという意味、

ちょっとニュアンスは違いますけれども、やはり合併した住民というのは例えばよその地域のことも知らないあるいは住民のことも知らない。十人十色じゃないですけれども、地域が変わるとやっぱりいろいろ住民の考え方もまた違ってきます。そういったことを意見討論をする中で、やはりそれを見ているだけでも少しは知り得ることもできますし、他の地域のこともわかり得ると。やはりそういうようなところで合併という一つのことをなし得たんですから、その垣根をとるためにもやっぱりそういうこともやっていったほうがいいのではないかなと思います。

オープンにしている部分も全くないとは言いませんけれども、ぜひもっともっとオープンにしていきたいなと思います。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） ここまでいろいろな取り組みの中でそういう町民の皆さんの声を聞いてまいりました。特に大きい話もいっぱいありまして、例えば医療費の無料化なんか15歳までというのは、若いお母さん方の声でありましたし。医療費はみんな今3歳、6歳、9歳で、きょうの新聞では坂井市も15歳までということでありまして、県内で22年から15歳までやっているのは永平寺町だけです、それもそういう若い人のお母さんの集まりの中でもっともっと拡充してほしいという意見で医療費が拡充されてきたところであります。

それから、例えば通学路の街灯なんかそういうお母さん方からご意見をいただいておりますし、この間も話出ましたけれども、禅の里温泉を高齢者にももっと安くできないかということもご意見をいただいておりますので、今後そういうことも含めて十分対応できるようにしていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ぜひお願いをいたして、その論議の過程の中で政策が決まっていくということをやっぱり議会人も知る必要もありますし、ぜひそういうことをお願いいたしたいなと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 次に、16番、上田君の質問を許します。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 16番、上田です。一般質問の最後になりましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私、今回、3つの質問を用意させていただきました。

まず1つ目は、前回も認知症、老人の方々の認知症の対策をやはり町挙げて取り組まないかんというような形。その町挙げて取り組むに当たってもいろんな住民の方々のお力をもらって、それを地域で広げていかなあかんというような形で前回は質問をさせていただきました。

それと同じように、高齢者対策として地域包括ケア、地域包括支援センターというのが前の議会でも社協のほうに移管、委託をされました。そのとき委託に当たって、私、数人は、それはやはり町が持つべきじゃないか。町がやっぱりそれをきちっと把握すべきじゃないかということで反対の立場をとらせていただきましたが、その地域包括支援センターについてきょうは質問させていただきたいというふうに思います。それで、地域包括ケアシステムの構築、そういう推進に向けては地域包括支援センターの充実が非常に不可欠であり、今後大きな課題になろうということでこの質問を設けさせていただきました。

2つ目です。これは前回もちょっと質問させていただいたんですが、結果的に文化祭が合同開催になりました。その合同開催に対して懸念を前回言ったわけですが、その結果というのではないですが、どのように評価を総括しているのかも含めて今回再度、その合同開催となった今年の文化祭は今後その文化の広がり、それは町民に対してですが、広がりにつながっているのか。果たしてそういうふうな役割だったのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

それから3つ目です。これは事務事業評価システムの評価基準でということですが、これは町のほうが事務事業評価、行財政改革の中から町のいろんな事務事業に対して評価をしていくに当たって一つの数値化してその評価システムを構築したと。それについて議会のほうもこれからその事業に対していただいた資料の中から議会も評価しましょうと。それをまたフィードバックして次年度やいろんな形にぜひつなげていっていただけるということで、議会のほうもそういう対応をしたんですが、それについて若干ご質問または意見を述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

では、1つ目です。地域包括ケアシステムの構築推進に向けてということですが、地域包括支援センター、これは社協に移管されて、先般この評価システム、行政のほうもやっているわけですが、それに対して評価が出てきました。それによって議会のほうも評価をさせていただいています。これも含めて、あわせてお聞きしたいというふうに思います。

これから高齢化社会、これは今言われているわけですが、高齢化社会が一段と

進む中、私も今もう還暦を回りましたので団塊の世代ということでそれに入っていくわけですが、その高齢者対策と介護保険制度が重要になってきているというのが当町においても現状じゃないかというふうに思います。

その制度改革、これは1次、2次、3次、今度は7次になると思うんですが、その論議の中でも次期介護保険制度の策定においてもその中で特に地域包括ケアというのがありまして、それを推進しようという方向性が確認とともに重要課題として次期の介護保険の大きな題目になっているんじゃないかというふうに思っています。

この地域包括ケアの推進、これは地域包括ケア構想において地域の拠点として大変大きな期待と役割を果たすのが今社協に移管されました、委託しました地域包括支援センターである。これはいろんな全国的な指標、または大学の　　を含めて市の中にもこの地域包括支援センターのあり方、どのような動きをすることが今後の高齢者対策に重要であるかというのをよく言われているところです。その充実が不可欠となってきています。

これはこれからの高齢化社会のケアシステムの根本となってくるものでありまして、また重要な機関というものがあります。この充実、この機関の充実がこれからの当町の高齢者対策の方向性を決めてしまうと言っても過言でないというふうに思っております。

そこで、その地域包括支援センターというのは基本的な業務とか成り立ちも含めてちょっとひもとかせていただきたいと思います。

地域包括支援センターの基本的な業務は何やというふうに言われています。3つありまして、総合相談支援、これは高齢者の方々、また家族の方々、地域の方々、いろんな形でのそういうご相談、そういうものを支援していくというもの。それから、権利擁護。これは高齢者の虐待であるとか、ある面では後見人の問題であるとか、そういうものの権利の擁護ですね、そういう面。それから、介護予防のケアマネジメント。これは2000年度に介護保険導入されてきたわけですが、その中で一般高齢者、元気なというんですか、高齢者、それから特定高齢者、それから要支援の高齢者、そして要介護の高齢者ということで分けて、そのある面では介護予防というもののケアマネジメント、この3つが大きな仕事というふうに言われています。

それはもうちょっとあれしますと、ケアマネジメント、これは一人の高齢者に対してこういうケアをしていく。例えばこの方には訪問看護師さんに来てもらう

んだよ。1日デイサービス行くんですよ。そしてそこでそういうような今後いろんな形の対応をしていきたいと思いますということで。それから、介護予防のプログラムをしていく。それから、介護保険制度以外のいろんな相談ですね。先ほど言いましたそういう権利擁護を含めての相談。そして、もう一つ言われているのが、今後大事と言われている地域のネットワークづくり、これが大きな柱になってくるんじゃないかということです。

この考えは2005年のいろんな介護保険が制定された後、改定の中で介護予防、そういうのが大事だという視点の中から、先ほど言いましたように一般高齢者、これは地域での介護予防の活動、サロン活動もあるんですが、そういう一般の高齢者に対しては予防を、今後少しでも支援とか介護にならないための予防活動。それから特定高齢者、1回目は物すごく町内少なかったわけですが、この方々はどっちかという介護保険サービスの利用予備軍と言うとおかしいですが、そういう方々。これは要介護者にならないような介護の予防プランの作成、そういうものをしていきたいと思います。それから要支援者1、2とあるわけですが、その方々にはマネジメントをしてそういう方々を対応していこう。それから要介護の方々ですね。それも含めてそういうものをしていこうというようなことであります。

しかし、先ほど言いましたようにこの地域でのネットワークづくり、地域の機関の団体のいろんなネットワークづくりをしてことが今後の大きな地域ケアの課題ということになるわけですが。

ここで一つお聞きしたいのは、当永平寺町の地域包括支援センターの現状についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。

永平寺町における地域包括支援センターの現状ということで、本町では平成24年度より地域包括支援センターを永平寺町社会福祉協議会に委託しております。現在の人員といたしましては、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師による4名の構成で、永平寺町地域包括支援センター運営方針に基づきましてセンターの運営を実施しているところでございます。

業務内容といたしましては総合相談、今説明いただきましたけど総合相談、権利擁護、介護予防、ケアマネジメントを初め介護予防のための教室の開催や地域に出向いての介護予防が必要となる人の掘り起こしや、町内介護支援専門員への

支援などを行っているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） もっと詳しくちょっと聞きたかったこともあるんですが、一応組織体制4名、これは多分法的に介護者そういうふうに必要なですよ。そういう人員で必要最小限で今対応しているんだらうというふうに思います。そして、業務内容も今ほどご紹介いただきましたように、介護などに関する総合相談支援窓口、そして2つ目が高齢者の権利擁護、今言いました虐待であるとか後見人であるとか、そういう利用ですね、そういうもののことの仕事。それからその方々のケアマネジメントを支援していくための専門員たちの方々のサポートということで、その4名の体制でいっております。

ちょっとその中の24年度の評価システムの中見ますと、相談件数が600件というふうになっています。そして、ネットワーク会議が12回、そして地域ケア会議というのが3回、委託料が約1,000万というふうな形になっているかと思います。事務報告見ますと、その委託される前が600件がたしか200か300ぐらいで極端に少なかったと思うんですが、そういうことがありましたけれども。そして24年の課題として、権利擁護がまだである表に出てこない高齢者虐待、それから介護予防の普及である保健センターに虚弱な高齢者が集まりにくくというのが24年度の課題になっていました。

それから、25年度の取り組みと新たな課題ということでは、そういう地域の民生委員の方々とかいろんな方々と問題を共有し、専門員の方々を対象とした地域ケア会議を開催します。それから、地域サロン等で高齢者の方々にいろんな認識活動を行います。これは先般、認知症のことも話ししましたが、そういうようなことも予防につながるような、サロンの中でしていこう。そして、そのサロンの中で機能向上とか、栄養改善とか、それにつながる介護予防教室を開催していきますというのが25年の取り組みと課題というふうに上がっております。

ここで聞きしたいのは、地域包括支援センターを移管するに当たって私どもが懸念したのは、先ほど言いました地域包括ケアをどこがするのか。今ほど24年度、それから25年度の中にその地域包括ケアのシステムを構築する、またネットワークをつくるというのはいったいどうなっているんですか。その業務をその地域包括支援センターにはお願いしていないというような状況になっているかと思うんですが、それについてちょっとご意見いただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君）　ご質問にありますネット化体制の基本的見解みたいな、そういうようなご質問だと思えるんですけども、高齢者の方が自立した生活を継続できる地域づくりのために地域包括ケアシステムの構築が非常に重要と町では考えております。このために町地域包括センターがコーディネーターとなり、介護、医療、地域住民が一体となったネットワークづくりが重要であるため、多職種連携のための関係機関ネットワーク会議などを開催し準備を進めているところでございます。

それとともに、地域でのネットワークづくりには地域住民の協力が不可欠であり、どのように住民の方の参画を得られるかがそれ以上に重要なことだというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君）　16番、上田君。

○16番（上田 誠君）　後でもちょっと聞きたかったところもあるんですが、やはり地域包括センターがいろんな形で全国的にやり方があります。直営でやっているところ、それから委託でやっているところ、いろんな形があるんですが、特に後でも最後で結論でも言いたかったんですが、委託の場合は町の方針、例えばこういう形でやりますという、またそれからある面ではプログラムというんですか、それをきちっと明示しなさいと。そうしないとやれないですよというようなのが出てるわけですね。それを順追って今お聞きしたいというふうに思っていたわけですが。

それで、ちょっと話を進めていきます。これらの地域包括ケアシステムをつくる、そういうシステムを構築するに当たって、地域に根差した支援基盤が不可欠になって、先ほどご答弁いただきましたようにそういうものがあります。それには生活圏、地域包括ケアというのはどんなんかというのをちょっと勉強させてもらいました。

この地域包括ケアというのはどういうことなのかというときに、生活圏域、これは大体中学校区というような形で今全国的に言われています。なぜ中学校区かということ、30分程度で利用できる。その30分程度の圏内ですよというような意味での圏内域です。その生活圏域を基礎にして要支援、それから要介護、これは当然あれですが、限らず全ての高齢者が住みなれたこの生活圏域ですね、今言いました、さまざまな在宅の介護サービスが利用でき、住宅や医療といったサービスも準備されて、地域での助け合いの仕組み、先ほどもご答弁いただきました協力が必要ですけども、その仕組みも準備されて住み続けることができる、

そういうふうな地域をつくっていく。その包括的なケアをどこがするのかといたら、地域包括支援センターですよということです。

先ほどちょっと歴史的なところ言いましたが、2000年にできて、2005年にケアシステムの考えができて、そして初めは地域包括支援センターでケアマネジメントとかそういうもの、それから一般高齢者、特定高齢者、そういう方々にこうしますとあったんです。ケアマネジをするのがあるんですが、それがあある面では在宅介護支援センターってありますね。これも社協に町は委託しているわけですが、そこは対応者お一人でやっていると思うんですけども。そのの方々にある面では移管していく。要は、マネジメントするのはマネジメント者がその一人一人のそういうものをできるんじゃないか。

そしたら、地域包括センターは何が必要なのか。どういう仕事をするのかというのをやはり明確にしていくというのが大事ですよというふうに言われています。この体制づくり、ネットワーク構築こそが地域包括センターの最大の業務であり、今後の方向を示すものである。それを支援し、また位置づけていく中で応援する中に社協であったり、先ほど言いました在宅介護支援センターの充実が人の関係プレーをとるということですね。

しかし、その両センターがネットワークづくりに対する具体的な方法、今ほどご答弁もありましたが、町は明確にこういうやり方でやってくださいと。また、地域の問題をこういうふうに掘り起こしてこうします。ケア会議も含めてこういう形の対応をしていきますというのはやはり示さないとだめじゃないですかというふうに今言われてきているわけですが。それを見ますと、26年度ですね。今度の次期計画の中に、ここに書いてあるんですが、改善の中に、認知症とはそういうふうに全体で支えていながら地域包括ケアシステムの構築や介護にならないための介護予防教室を継続してもらい、当事者を含めて 高めてはそういう取り組みが必要と書いてあるんですね。ですから、そういう形で必要ですよ、やっていきますよとなっているんですが、そういうふうなことについて再度、その決意があったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） 今、地域包括センターの業務内容というんですか、地域のシステムづくりみたいなことについてご質問やと思うんですけども、今、介護保険の第5次計画の中で一番真ん中の年に来ております。それで、その中に地域包括ケアシステムの構築とか、そういうようなネットワークづくりというふ

うな指針もあります。これに基づきまして、町としては今計画になっているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 質問にはちょっと前後して大変わかりにくいところもあって、ここに出しているんですが。

次の、今言いました次期計画の中にぜひその地域包括ケアシステムの理念や目的とかそういうものを述べて、そしてどういうふうに進めるか、構築していくのかというのをやはり具体的に示していただきたいというふうに思うわけです。

それで、この2問目ですが、地域包括ケアとかネットワーク体制、それからそのネットワークづくりの必要性というのがあるわけですが、もしもそういうご見解があったらお知らせいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） 地域でネットワークづくりの必要性というのは先ほどこちらで答えさせていただきましたとおり、今から地域を巻き込んだそういうふうな医療とか介護、そういうふうな全てのことを巻き込んだそういうふうなネットワークづくりが重要だというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） それでちょっと私も勉強させていただいたわけですが。

地域包括ケア、先ほども言いました、どんなもんやという仕組みづくりですが、老人の方がいるとその人の介護の、要は介護とか医療とか住宅の、ある面ではサービスですね。そういうものがきちっと確立する。例えばその人、特定高齢者であるとか、要介護者であるとか、そういう方々の段階に合わせた要はケアマネジメントですね、それをきっちりやっていく。そして、それプラス地域で、例えば一般高齢者であるとか、それから特定高齢者、これから予備軍となってしまうような方々をどのようなネットワークの中でそれを構築していくかというのが地域ケアの仕組みにあると思います。

それからネットワーク体制、これは先ほど言いましたそれとちょっと重複するんですが、そのネットワーク体制というのはどんなんかと。例えば大きく分けて2つの考えがありますね。

一つは、一個人に対してケアマネジメントしていく。例えばその方が医療関係はこうですよ、養護関係はこうですよ、その人に向かっていろんなその人の個人の対応によってケアマネジメントやっていく。それはケアマネジャーに委託して、

先ほど言った在宅であれば在宅介護支援センターの方々、それから事業所であれば事業所のケアマネジメントの方をご紹介して、その方がケアマネジメントをつくってその人が今後介護が進まないような形でのケアマネジメントをしていくというのが一つ。

それから、地域の社会での今度はいろんな諸団体、例えば自治会であるとか、その地域の方々であるとか、見守り隊の方であるとか、そういう方々の協力を得て、先ほど言った地域社会で見ていく。そういうようなのもぜひネットワーク体制ということでそれを見ていくということです。

ネットワーク体制の必要性は、先ほど言いましたようにそういう形であるわけですが。そのネットワーク体制が重要になってきているわけですが。そのネットワーク体制の中での可能性が、要は一つは地域で生活に困っている人を発見します。それから地域で生活に困らないような予防をしていきましょう。そして、地域でお互いに支え合ったり見守る体制をつくりましょうと。それから多くの専門や機関が連携してサービスを提供できる。そういう地域にしていきたいと思いますというのが地域包括ケアで、そういうものを確立しよう。それをやって、それをす原動力となるのが地域包括支援センターの本来の役割。

だから、ある面ではケアマネジメントというのは、先ほど言いましたように在宅支援のケアシステムに委託するとか、ある面では事業所のケアマネさんにきちんとしてもらい、そういうようなことも必要ですけども、今後はそういうのが必要だと。地域の包括ケアが必要だということです。

これは虐待の早期発見であったり、それから認知症の人を地域全体で見ていくものであったり、地域の高齢者がグループをつくって、要介護にならないような予防をできる。例えば生き生きサロンであるとか。それから多方面のいろんな支援、例えば住宅のあれであるとか、例えば送り迎えのことであるとか、それから家事の手伝いとか、そういうふうないろんな支援活動があるわけですけど、うちでも当然やっていますけれども、そういう支援の展開。そして、そういうふうな全体的な継続的のをやる。例えばその地域でケア会議であるとか、そういうものをきちっと組織して行って、例えば志比南地区なら志比南地区で今一番何が大切なのか。

例えば認知症というものをなくしていこうというのであれば、それに対応する目的をつくり、どのような形にしていこう。見守り隊でやろうとか、そういうようなのを具体的に仕組みづくりをしていくわけですが、そういうようなのを

やっぴいかんなんというよな形だと思っんですけれど、ぜひそういうところをやっぴいくな必要があると思っんです、それについて若干ご見解いただきたいというふうに思っます。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） 今のネットワークづくりについてということで、重度の要介護状態になりましても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよ、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されまして、予防から、介護、リハビリテーションまでの一貫したケア体制を整備していくよな、そういうふうなシステムをつくっていきたいというふうに今考えているところがございます。それも第5次計画に乗りましてやっぴいきたいというふうに考えています。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 本当は細かく2番、3番、4番ということでちょっと回答をお願いしていたんですが、もう時間がありませんので進めていきたく思っます。

このようにネットワークづくりの準備、それをぜひ今後の次期介護計画の中には地域包括支援センターの役割、それから在宅の介護支援センターの役割、そしてどういふよな形でそれを進めるのかというのを具体的な方策論を確立してその中に落とし込んでいく、そういうものをぜひ行政指導でやらなければ、それをある面では示して、それを委託である社協に対してきちっと明示する。そして、先ほどの業務の中にも書いてありましたが、業務内容についてどういふよなことかお願いしたい。それも含めた仕事内容ですよというものを示さないに進まない。

今、24年、25年、26年のを見てもそれがきちっと示されていない。だったら、今の社協に委託した地域包括支援センターは委託業務であるケアマネジメントであるとか、そういうものは当然やっぴいますが、その本来、今後必要とあべき地域包括ケアシステムの構築というものがそれでは委託業務の中に入っていない。だから本来はそれは町がある面でやるべきことを委託しているわけですから、それをきちっと明示しない限り委託できないということがあって、前回の委託のときにもそれはちょっと早計じゃないですか、そんなことがきちっとならない以上にそれに任せてしまうのはおかしいじゃないですかということで反対の立場をとらせていただいたわけですが、委託する以上はぜひそういうものを明示

していただきたい。

そして年度ごとに、例えばこの地域ではこういう問題点があって、こういうケアシステムの組織ができ、そして3年後、5年後にはこういうような形でそういう構築ができました。それは地域によって若干違いがあると思うんですが、それをぜひ次期の計画の中に落とし込んで、それが再チェックできるような形でお願いしたいというふうに思います。今後議会もこの事業評価システムに従ってそれについてまた検証させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

若干そこらあたり、町長何かご意見あったらお聞かせいただきたいと
思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（山田幸稔君） ご指摘いただいたこと、今はまだ不十分な点があるかなというふうに考えております。

来年度からまた第6期ですかね、介護保険計画を作成することになっております。今の高齢者のそれに伴うニーズ調査みたいなことを65歳以上の高齢者の方に対してやっていこうというふうにして、高齢者の台帳づくりみたいなそういうものを進めていこうというふうな計画をしております。そういうことも踏まえまして、介護保険の改正もあります。そういうことも入れまして、今後ケアシステムというのが重要なことになってくると思いますので、またご指摘いただいたことを肝に銘じましていろいろ今度の計画の中へ入れていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） できるだけ一問一答にして端的に答えてもらうようにひとつ
よろしくお願ひします。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 時間もあれですので。ほんなら、これはこれぐらいにして
おきます。ぜひ前回言いました認知症のいろんな形でのケアも含めてお願ひした
いというふうに思っております。

では、2つ目に行きたいと思ひます。

ことし合同開催となった永平寺町の文化祭ですが、それは文化活動の広がりにつな
がるんですかというふうな形で題材をとらせていただきました。これ、永平寺町の
文化祭のことしのパンフレットです。ここにその合同開催になったということの
意味合いも含めてですが、書いてあります。趣旨として、「合併して8年目、今年
度から永平寺町民が一つとなって盛り上げるイベントとして新たに再出

発。町民の文化活動への参加意欲及びふるさと意識を集結し——ちょっとこれ終わる終となっていたんですが——、心豊かな文化のまちづくりを目指すことを目的とします。テーマは「一人ひとりの輝きをつなげよう、あと和と輪ということで挙げてあります。11月3日は文化の日なんで、永平寺町のすばらしい文化や歴史を後世に伝えていきたいと思いますというような趣旨のものの形です。

これは8年目にしてなぜ合同になるかというのはちょっと前回も聞きましたけれども、その文化活動というものは果たしてそれで本来のあれになるかということでこのまま投げかけさせていただいたんですけれども、そういう意味から質問させていただきます。

平成25年度の永平寺町の文化祭は11月2日、3日に当町緑の村ふれあいセンター、四季の森文化館で開催をされました。趣旨は、今言いましたように趣旨とテーマを決めてやってきました。そこの趣旨の中に、この合同開催は趣旨である、1つ、町民の文化活動への参加意欲。2つ、ふるさと意識の集結。そしてこれが心豊かな文化のまちづくりを目指すことに大いにつながって、今後の文化活動の広がりにも果たしてそれが貢献したんかということの違いをいろいろな角度から見たいというふうに思っています。

文化、生活文化とか食文化とか歴史文化とか遺産、それから芸術、仏教であるとか、細かく言えば写真の文化であるとか、絵画やとか美術やとかも含まれる。そういうジャンルにありましては非常に多岐にわたりますね。それから、また文化活動というとなんかそういうような形で生活全てが文化になってしまう。その中の一つにスポット当てて文化祭なんです。

また文化活動というのは、私たち先ほど言った文化は全部生活が全てですから、私たちの生活に潤いや活力、それからその人個人の生きがい、それから生活のリズムですね。週に何回いろんなことをしてとか、そういう生活のリズム。それから、いろんな意味で村の祭りも含めて村のいろんなことでの、それからサークルやその中の協調や連帯を養う。それから、一つの自分の芸術や技術の研さんも当然行う。それから、いろんな知識であるとか思考であるとか、それから創作とか、いろんなことをみんなでやろうと。そういう挙げたら切りないのが全部文化活動です。それが一つの、それを発表というんですか、みんなで分かち合おうね。先ほどここに書いてありますように、その文化というものをいろいろやっというね、それから広げていこうね、そういうものを継承していこうねというのが文化祭の一つのあれですから。これは人づくりであったり、地域づくりであったり、

社会づくりの本当に一役を担っているものであり、重要な位置づけだという。それで、町長も含めていろんな町の方針の中にも必ず文化、そういうものを醸成して、それを高めてそれで頑張っていこうというのがあるわけですから。

それから、ある面では生活の村の一部であったり、小中学校の学校のご父兄の方や地域の方がその一つの展示を含めてですけど見るもの。それから、個々の趣味の。そういうようなことで文化祭があるというふうに思います。

それで1つ目です。ステージ発表の面から、どういうふうなものが出てきたよというのちょっと見たいと思うんですが。例えば参加数で見たいと思います。永平寺地区、上志比地区、ステージ発表ですね。松岡地区。学校も含めてですが。昨年と今年度比べて参加数の変移は。例えば昨年は永平寺地区は仮に8個でしたよ。ことし数えたら4つなんです。4個ですけども。そういうような形でちょっと地区別にどういうような経緯になっていますか、お知らせください。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） ステージ発表の面からでございますが、地区別の参加数でございます。松岡が9、永平寺が5、上志比が9の23団体でございます。

昨年のこと。松岡はステージ発表はございません。松岡は小学校体育館でやりますので、ございません。永平寺町は13団体でございます。上志比が15団体です。以上でございます。

○16番（上田 誠君） 学校は。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 幼稚園、学校も含んでの発表でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ほんなら、作品展示ではどうですかね。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 作品展示の面からでございますと、松岡が15、永平寺が17、上志比が9の41地区でございます。そのほか町及び他の市町から6団体。個人は5名でございます。松岡地区より2名、永平寺地区より3名の出展がございました。

それと、幼稚園年長児及び小中学校を含めると総合計で69の団体が団体個人の出展参加がございました。

昨年の数はちょっとこれ把握してないんですけど、永平寺町内90地区のうち約69地区の団体、個人がありましたので、80%弱の出展があったと。

- 16番（上田 誠君） 永平寺やとどんだけあったんですかね。
- 生涯学習課長（長谷川 伸君） 永平寺は17です。
- 16番（上田 誠君） ことしか、昨年。
- 生涯学習課長（長谷川 伸君） 昨年はちょっとそれは資料がないので申しわけございません。
- 議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。
- 16番（上田 誠君） あと、学校のほうのこともちょっとお聞かせいただいたんですけれども、時間がないので割愛していきます。

私言いたいのは、当然合同開催ということであればその3つが今まで開催したのを1カ所にまとめるわけですが、当然、その出展対数は少なくなる。そうしないと消化できませんね。

先ほど言いました、一つ例とります。ステージ発表、永平寺が13ありましたが5になりました。上志比はというと上志比独自で15ありました。2つ合わせると28です。今年は永平寺が5の、9と9で、同じ合わすと23かね。そうですね。だから要は同じ場所で開催すれば、当然1会場でできる日程でしかとれないわけですよ。

そうすると、先ほどの中で参加意欲、その問題。それから、つながって今後そういう面を発展させるという意味で、果たしてそれができたのかというような疑問が出てきますねということです。

ちょっと一、二点参加しなかった団体に確認しました。参加の依頼でなくて、どうしますということも入ってきませんし、文書でもきませんし、いろんな連絡対応の中で出てません。掲示かなんかでその募集をかけたんだと思うんですが、その経緯というのはどういうふうな形。ちょっと永平寺だけを例にとりますとどういう経緯でそうなっていますか。

- 議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（長谷川 伸君） 参加内容的に申し上げすと、まず各地区の昨年度出展者、ステージ発表者に対しまして出展と出演意思があるかどうかということを確認させていただきました。さらにその他の公民館、サークルの代表者、また一般参加者に対しても自主的に参加の意向があるかどうかの確認をさせていただきました。

また町内への回覧や生涯学習だより《seed》、それとこしの国ケーブルテレビの出演、出展の募集を実施しております。住民への周知に努め、今回の展示

発表の準備を進めてまいった次第でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 当然そういうような形でやりましたというのが、現実的に一回もそういうことが来てないよという団体がありました。それはちょっと行き違いがあったんかもしれませんが、ちょっと聞いております。

それとか、昨年まで出ていて、当然練習もあれなんですけど、出るということで結構小まめに開いて練習をやったけど、ことし出ないからそういうことは一切もうやめちゃったよという団体とかあります。

それから、見てきていた人が、いつも来てるおばちゃんが踊ってる。ああ、あのあっこのおばちゃんやねと言うんですが、今回はどこのおばちゃんが踊ってるか、私ようわからん。要は、知ってる人が踊っていないわけですね。だから寂しかったわというふうなご意見も聞きました。それは展示も同じじゃないかなと思うんですが。

それから、展示のところも、ちょっと多分ひもとけば同じように3会場ぐらいあったのが1会場でするわけですから、当然、極端なこと言えば3分の1になりますね。そうすると、例えば写真を個人に出したのが、その個人の写真の方が、あれみんな5枚ぐらい出したと。わたしたちはこれとこれで5枚ぐらい出したんやと。でもそこは1枚にカットされるかもしれませんが。

そういうふうな形の中で、今ほど移行の中で参加意欲、それからそういうふるさと、地元たちの地域ですね。例えば先ほどの団体の中の発表の中でも、永平寺なんかでもふるさと学級とかいろんな団体でいろんな集落で出しているとか、それから生け花クラブとか、そういうところを出していると思うんですが、その方々が減るわけですから、そういうときの集落とかそういう集結も含めて、要はみんな意識を統一して頑張ろうね、文化祭出そうねというのが果たして広がるのかどうか。これによって出なかったことによってなくなってしまいうんじゃないかというような懸念があるわけです。

それから、学校のところの参加もちょっと聞きました。やはり自分のところの地域の学校の作品は見ましたけど、よそまでなかなか見にいかないよ。それから、どうしても永平寺開催ですから、松岡の方々とかなかなか足運んで見るというのがあれかもしれませんが、お年寄りの方もみんな足がないから。当然バスはありますよ、バスはありますが、そういう意味でのことです。

先ほどもう一つ聞きたかったのは、参加者もあれですが、永平寺町でもカウ

トとっていますね。だからことしのカウントの数と去年の永平寺の数。それが極端に言うたら3倍になればほんでいいんですけど、そういうようなことはならないと思いますけれども、そういうような形も含めて。

だから、私言いたいのは、文化活動でそういう地域でそういうものを、例えばそれは人づくり、むらづくりも含めて、またそれぞれ一人一人の技術を研さんして、またそういうものをやろうとするときに、敷居が高くなったり、また遠くになったり、それから見てる方々があっこのおばちゃん出てたね、ああ、ことしも頑張っているねという、そういうものは一つの会場でやって果たしてできるのか。そうじゃないでしょうというふうに言いたいわけですね。

いろんな青年団活動も含めていろんなところもありますが、その地域で開催して、そこで例えば優秀な成績をとって、それが一つの大会の中で競技でそういう研さんし合う。それは合同いいですね。必要ですね、そういう意味では。でも、今回の文化祭、町の文化祭というのはそういうところが目的じゃないでしょう。私はそう思うんです。そこから考えると、きめ細かく。例えば地域の集落センターで夏祭りに を踊った。ここは1個か2個しか出ない。カラオケもやりました。そんなのが集落の集会センターでやったやつが、ほんなら文化祭に出ようかね。それもその地域のに出れば、ああ、あっこの隣のおばちゃんと同級生、あの子がやってるねというのはわかるわけですから、そういうふうにするためには果たして合同開催いいのか。再度、そこらあたりをどういうふうにか、お聞かせいただきたい。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 議員さんのおっしゃることもわかりますけど、これ3地区で合同でやるということは、やはり今までは3地区でやっていることによりまして上志比の舞台を見たこともない、永平寺の舞台も見たこともない、そういう観客の方がたくさんいらっしゃいました。その方たちからのご意見もありまして、ああ、永平寺にはこんなすばらしい伝統芸能があるんや、上志比にはこういう雅楽があるんや。初めて知った。すばらしい、そう言ってお帰りになったお客さんもいらっしゃいます。永平寺のコーラスを聞きまして、何てすばらしいコーラスなんや。これはみんな聞いてもらわなあかんわのって、そうやって感想を述べて帰られた方もたくさんいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私、それ否定するものではありません。否定するものではありませんが、町が狙う文化祭はそれですかと聞いているわけです。ちょっと教育長、そこについてお聞かせください。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 私も文化祭といいますのは、文化活動を通した仲間づくりだというふうに考えています。その仲間づくりっていいますと、隣近所もそうですし、地区もそうですし、公民館レベルもそうです。ただ、今回はそういう旧3地区の枠を超えた、そして文化活動をやっているものが一緒に集まって仲間づくりをしましょうと、そういうような意味で今回の仲間づくりというのはそういうちっちゃいものもあるでしょうけれども、地区を越えた、永平寺町全体での仲間づくりを文化活動の者が手を組んでやりましょうと。そういうような意図から始めていまして、これは僕から言わせてもらえれば歴史的な、本当に素晴らしい第一歩を踏み出したなというふうなことを思っているんです。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ちょっと視点を変えます。文化祭を、その実行委員会がありました。その実行委員会の組織の内容と、どういう方々が実行委員会を組んで、運営方法はどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 実行委員会の構成でございますが、運営方法、協力体制につきましては合同開催という最初の年でございましたので、以前より実行委員会を組織して文化祭を実行しておりました永平寺地区を参考にさせていただきまして、各地区の公民館長及び公民館運営審議会委員を中心に実行委員会を立ち上げて実行しております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） そうすると、公民館長と公民館審議委員会のその方々での実行委員会ということですか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 今回は時間が足りませんでしたもので、実際は本来ならばいろんな方から委員さんを選びたいという思いがたくさんあったんですけど、時間の関係上、ちょっと公民館運審委員さんをお願いするような形になっ

てしまいました。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 旧永平寺町の場合はご存じのように公民館であるとか、それから要は出展する団体の方々の代表も含めて、学校の先生も含めて、そういう広範な中での実行委員会を組みました。

そんなら運営はどういう形でやられました、今回。そうすると、今で言うと公民館と運審の方々でしたら数知れてますから、どういう形で運営されましたか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） ステージ部会とか部会、3部会を設けさせていただきまして、ステージ部会、展示部会、それと駐車場運送部会、そういう部会を、永平寺の方のほうからご指導いただきましてそういう部会を、各部会で検討を重ねてまいりました。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私ちょっと見させていただきました。運営していたのは役場の職員と公民館審議委員会の方だけだったように見えます。

というのは、例えばステージ発表ですと今までですとそれぞれの団体、壮年会も含めて団体、それから学校のご協力、それは子どもも参加していろんな運営も、それから司会も子ども、中学校の永平寺中の子どもがやりましたし、それから当日の会場づくりは、ひょっとしたらどういう形でつくられたのか。当時は永平寺の場合は当然、参加者も含めてその団体の中でみんなパネル立てたようなことをしてつくってきました。

今回、当然当日の運営も見ると、そういう方々の動きは全然見えてませんでした。運営していたのは役場の職員がステージを全部運営していました。それから、会場での展示のところは当然会場の展示の方いましたけれども。それから、駐車場は今言ったように公民館運営審議委員の方がやっていた。私が目についたのは館長さんと運営審議委員の方と役場の職員しか見えませんでした。

先ほど言いました、当初の目的ですね。参加意欲も含めて、それからその文化を広めて、そういうものができるのか。あったのか。

それから、それまでに永平寺なんかもいろんな紆余曲折しました。役場がやらないよ。何でやらんのか。そういう話の中から、ほんなら地元の実行委員会できちっとスクラム組もうね。ほんなら前には今度はそういう展示のがこうしょう

と。いろんなことを実行委員会の中で話しして、そういうものをつくり上げて、ステージ発表もやって、いろんな子どもたちも巻き込んでやってきた実行委員会が全てなくなったんです、今回。それは時間がなかったかもしれませんが。それについて教育長、どう思われますか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 私も実行委員の方と2日間どっぷりとつかりまして一緒に活動しました。私も永平寺町にずっといて、余り永平寺町以外の人は知らないんですけれども、ほかの地区に、ああ、すごい力を持ったリーダーがいるんだなど。役場の職員は大体顔わかります。でもたくさん来られてました。ただ、残念なことに、えっ、今までこの中にいろいろと力を出してくださった人がいたのに、何でことしは来ないのかなとか、また上田議員さんもコーラスでステージで歌われていたのに、ああ、何で出てこなかったのかなと。そういうようなことは感じました。でも、いろんな地区のいろんなすばらしいリーダーとも会いましたし、ことしのいろんな課題もいっぱい見つかりました。来年はそういう人に、また議員さんも一緒に仲間になってやっていけたらいいと思うんですが、そういう実行委員さんもたくさん集めましょうと。そしてことし出してもらえなかった団体の方にも声をかけていきましょうと。そしてみんなでつくる。ステージの場合なんかもお客さんが少ないという意見もありました。そういうような場合もみんなでつくる。ステージに出る人も一回お客になろうと。みんなでつくる文化祭をつかっていこうと、そういうようなことで実行委員会の反省会も大分盛り上がり、来年に向けて頑張っていこうというような意欲で終わったんで、今回はよかったなって僕自身は思っているんです。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。もう時間があと25秒でございますから。

○16番（上田 誠君） 最後に一言だけ。実行委員会を立ち上げてする。物すごい時間やエネルギーが必要ですね。なくしたら一瞬です。これを今後また立ち上げようと思うと大変な努力が僕いると思うんです。

それとか、今ほど言った文化祭の目的は何かというのはもう一度明確にしてほしい。その中でどういう文化祭をつくり上げる。そして今言った3つ合同のやつはどういう形がベストなのか。やはりそれは町がある程度方針を出していかないと皆さんなかなかできません。

そしてそのときは潰れたものをさあ立ち上げるの大変ですからね。ぜひそこら

あたりはもっと準備を今後、そういうので反省があるんであればぜひそういうようなのはどうしたらできるのか、来年に向けてぜひお願いしたい。しかと見届けたいと思います。またそのときにはまた言っていきたいと思いますので。

もう時間もないので、3つ目があったんですが、ほんなら私はこれくらいにしておきます。

よろしくをお願いします。

○議長（伊藤博夫君） これで一般質問を閉じます。

暫時休憩いたします。

（午後 4時59分 休憩）

（午後 4時59分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日は、これをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日11日から16日までを休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。よって、明日11日から16日までを休会といたします。

なお、17日は午前10時より本会議を開催したいと思いますのでご参集のほどよろしくをお願いいたします。

なお、休会中の12日は予算決算常任委員会、13日は総務常任委員会、教育民生常任委員会、16日は産業建設常任委員会を開催しますのでよろしくお願いをいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 時 分 散会）